

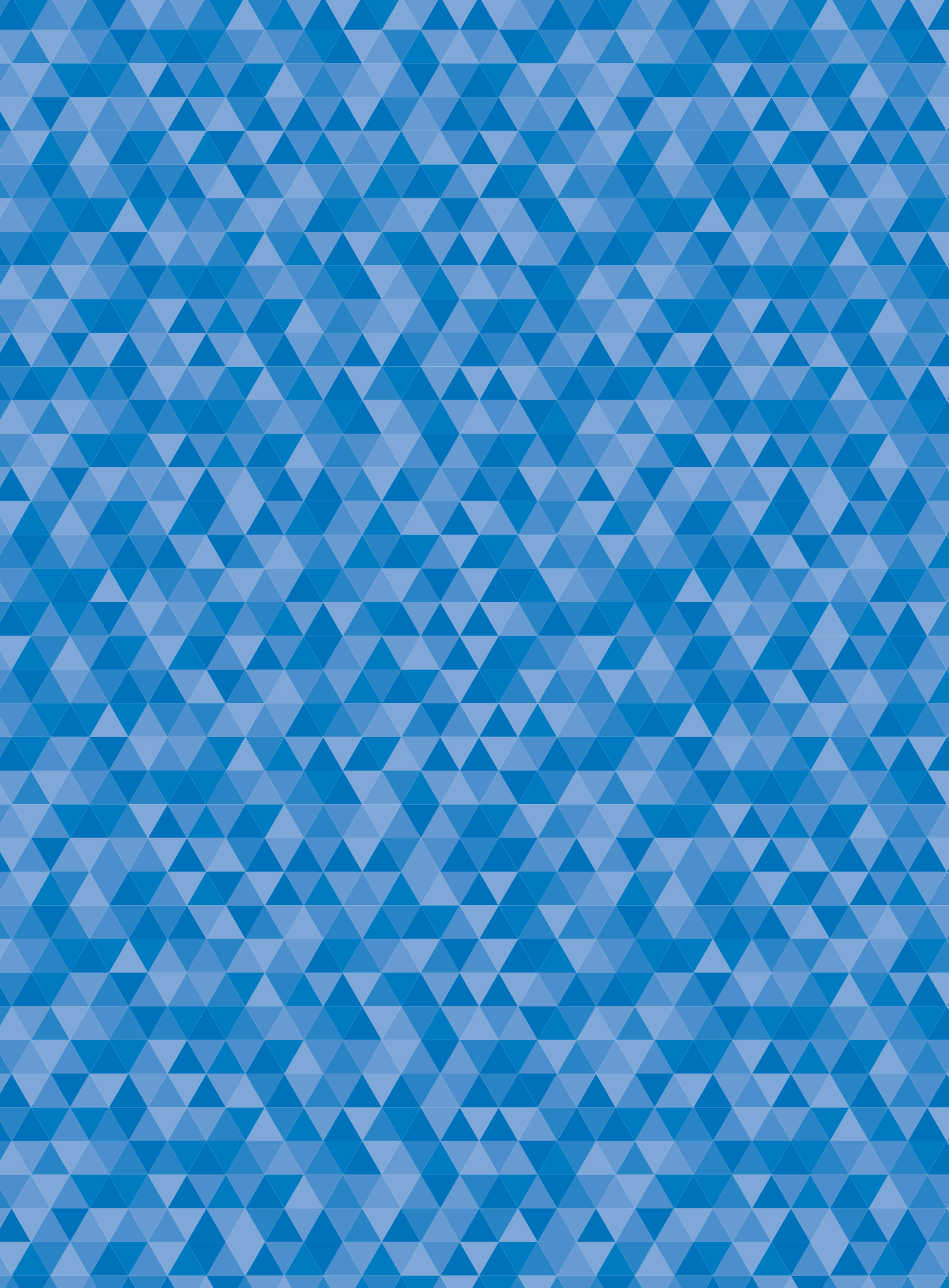


ハンガリー 投資ガイド

2019年7月

kpmg.hu







ハンガリー 投資ガイド

2019年7月

kpmg.hu





はじめに

本書は、KPMGハンガリーにおいて作成している「Investment in Hungary」(2019年版)より日系企業に関係すると判断した項目を翻訳および補足したものです。ハンガリーへの投資を計画されている皆様、または現在のハンガリーでの事業活動の拡大を検討されている皆様の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

本書は、その性格上ハンガリー法制度の全般的な概要を述べているに過ぎません。また、2019年1月1日現在の法令に基づいて作成されています。特定の国で事業を行う場合、その事業に関連する諸法令、特に税法は、刻々と改正されます。従って、本書は専門家の意見や助言に置き換わるものではありません。そのため、本書の情報だけを基にして事業計画・活動を行うのではなく、必ず各分野の専門家の助言を求めることをお勧めします。

記載内容について、ご質問やより詳しい資料を必要とされる場合には、下記までご連絡ください。

KPMGハンガリー ブダペスト事務所 ジャパンデスク
(Japan Desk in Hungary)

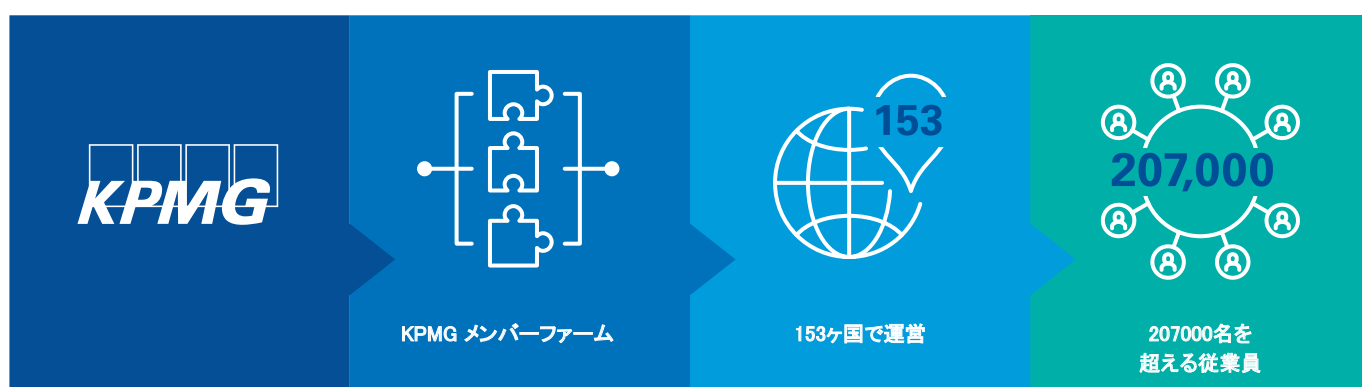
ガーボル・アゴーチ (Gábor Agócs)
パートナー
T: +36 1 887 7296
E: gabor.agocs@kpmg.hu

福山 祐介
マネジャー
T: +36 1 887 7174
E: yusuke.fukuyama@kpmg.hu

KPMG in Hungary

KPMGハンガリーの概要

KPMGハンガリーは、KPMGインターナショナルのKPMGネットワークのメンバーファームです。



KPMGハンガリー



クライアント



収益



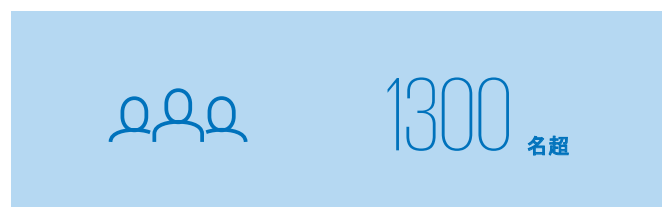
国外収益



納税額



従業員



サービス

監査



独立性のある保証及び監査意見を越える洞察の両方を提供します。テクノロジーを駆使した手続、デリバリーセンターによる効率的な監査を実施しています。また、データ分析センターも開設しました。

税務サービス 法務サービス



高度で複雑な規制に対し、税務マネジメントの観点から税務プランニングと税務コンプライアンスのサポートをいたします。

弊社専門家が、クライアントサポートのため、全面的なアドバイスと深い見解をご提供します。

技術革新、顧客志向の変化により、法務サービスは新しい局面を迎えつつあります。我々は、前向きで革新的な新しいアプローチを提案します。

アドバイザリー



弊社専門家は、企業成長、業績改善及びコンプライアンスに関する課題解決に向けて、サポートいたします。

価値向上をお手伝いするため、スキルを集約し、客観的なアドバイスと対応策をご提供します。

グローバルサービス



KGSH - KPMGグローバルサービスハンガリーは、37ヶ国超の多国籍企業に税務コンプライアンスサービスを提供しています。

監査

- ハンガリー法定監査
- IFRS基準、US基準財務諸表監査
- 日本デスク、ドイツデスク、韓国デスク

税務サービス

- 法人税、M&A関連
- 間接税サービス
- 金融関連、国際税務
- グローバルモビリティサービス
- 移転価格税制

法務サービス

- 組織、M&A関連
- ビジネス
- 不動産
- 人事関連
- 訴訟
- 金融関連
- GDPR
- ライフサイエンス
- 競争法関連

マネジメントコンサルティング

- ビジネスパフォーマンスサービス
- ITアドバイザリー

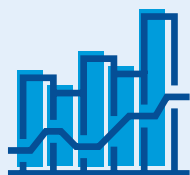
リスクコンサルティング

- 会計記帳、給与計算
- 財務リスクマネジメント
- 不正関連サービス
- 内部監査
- ITリスクアドバイザリー

ディールアドバイザリー

- コーポレートファイナンス
- リストラクチャリングサービス
- トランザクションサービス
- 価値評価

関連セクター



金融サービス



エネルギー



パブリックセクター



インフラ&交通



テレコム・メディアテクノロジー



スポーツ、レジャー、
旅行



ヘルスケア



自動車



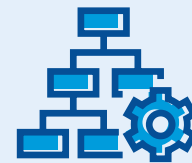
プライベートエクイティ



消費財・リテール

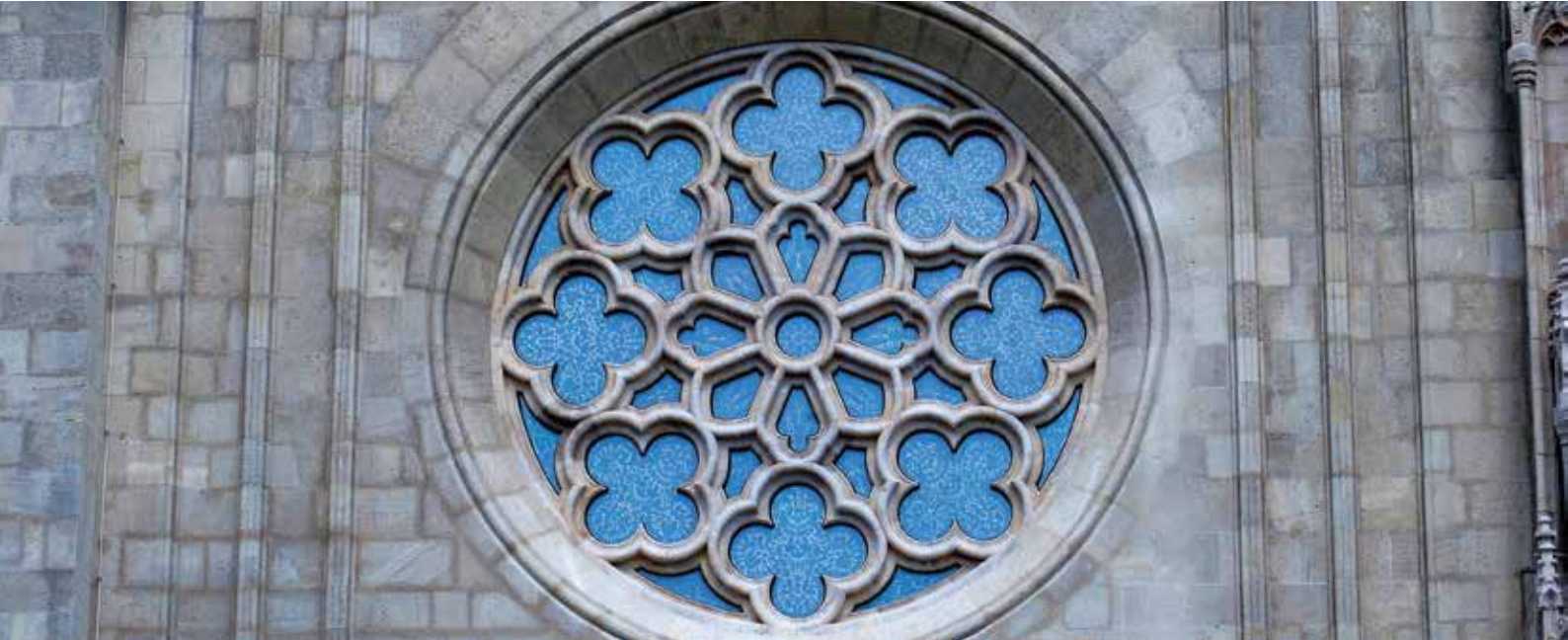


不動産



シェアードサービス&
アウトソーシング

目次



1.	2.	3.
一般事項	外国投資 - 概要	会社設立
1.1. 地理	2.1. 外国人投資家による投資の回収	3.1. すべての法人形態に共通する規定
1.2. 気候	2.2. 支店及び駐在員事務所	3.2. 有限会社 (kft.)
1.3. 人口・言語	2.3. 外国投資に対する規制	3.3. 株式会社 (Rt.)
1.4. インフラ		3.4. 欧州経済利益団体 (EEIG) 及び欧州会社 (SE)
1.5. 労働力		
1.6. 政治体制		
1.7. メンバーシップ		
1.8. 経済		



4.

労働関係 36

4.1. 外国人労働者に対する規制 38

4.2. 雇用法 38

5.

会計と監査 40

5.1. 概要 42

5.2. 会計原則 43

5.3. 会計記帳 44

5.4. 財務報告 45

5.5. 財務諸表作成のための会計基準 47

5.6. 財務諸表の提出公告 50

5.7. 会計監査 50

5.8. その他 51

6.

税制 52

6.1. 法人税 54

6.2. 地方税 61

6.3. 技術革新税 61

6.4. 個人所得税 61

6.5. 社会保険税及び社会保険料 62

6.6. リハビリテーション基金への拠出金 63

6.7. 職業訓練基金への拠出金 63

6.8. 付加価値税 63

6.9. 関税 66

6.10. 物品税 68

6.11. 不動産等譲渡税 68

7.

資産への投資 70

7.1. 不動産の取得 72

7.2. 既存資産に対する税制(売却、資産の利用) 73



1.

一般事項

1.1. 地理	14
1.2. 気候	14
1.3. 人口・言語	14
1.4. インフラ	15
1.5. 労働力	15
1.6. 政治体制	16
1.7. メンバーシップ	16
1.8. 経済	16



一般事項

インターネットドメイン: .hu
国際電話 国番号: +36

1.1. 地理



中央ヨーロッパにある
カルパチア盆地
面積: 93,030 平方キロメートル
首都: ブダペスト
タイムゾーン: グリニッジ標準 +1時間

国土のほとんどが平坦であり、海拔200メートルを下回る。

最高地点: ケーケステ、1,014メートル
主要河川: ドナウ川、ティサ川。水路として機能する。
主要湖: バラトン湖、ベレンス湖、フェルト湖。
バラトン湖は、600平方キロメートルの広さを持ち、周辺地域はハンガリー人・外国人旅行者に人気の場所である。



ハンガリーは、湯治用の温泉数では世界のトップ5に入り、世界最大の温泉湖(ヘーヴィーズ湖)を所有する。

シェンゲン協定の完全加盟国である。

1.2. 気候



穏やかな大陸性気候
高い年間日照割合
肥沃な土壌



○ 農業に関して好条件

1.3. 人口・言語



人口: 約 980万人



首都ブダペストに、約170万人が生活する。その他主要10都市の人口は、10万人から20万人の間に収まる。

言語: ハンガリー語(ビジネスでは、英語とドイツ語が常用される。)

宗教: キリスト教

平均寿命: 76歳 (2017年、国連)

1.4. インフラ

交通:

高速道路は、国境付近まで伸びており、さらなる延伸が進行中である。



主要なヨーロッパロジスティクスセンターとつながる鉄道網が、さらなる技術改善中にある。



非常に発達したブダペスト市内の公共交通機関

ブダペストフェレンツ・リスト国際空港:
年間利用者数は、約15百万人。2020年より、貨物取扱量が増加する予定。



通信:



世界トップ5に入る速度をもつ4G通信環境
(2018年, OpenSignal)

携帯電話普及率: 114%
(2018年, World Bank)

携帯通話市場: 45% Magyar Telekom / 28% Telenor / 26% Vodafone

インターネット個人利用率: 人口の77%
(2017, World Bank)

家庭用固定電話普及率: 32%
(2017, Hungarian Central Statistical Office)

オフィス市場:



増え続ける新築オフィスと工業団地
総数: ブダペストでは、約3.6百万平方メートル。2019年に、さらに12万5千平方メートル増加。
(2018, Cushman & Wakefield)

この地域では、カテゴリAのオフィス賃料は比較的低い
(月16ユーロ/1平方メートル)

失業率: 3.7%
(2018年, ハンガリー中央統計局)
東部、南部は、中央および西部よりも失業率が高い。

(OECD加盟国平均: 5.3%, EU加盟国平均: 6.8%)

月次最低賃金:
2019年 149,000フォロント (約 465ユーロ)
2020年 160,920フォロント (約 500ユーロ)

月次平均賃金:
329,000フォロント (1,030ユーロ)
(2018年, ハンガリー中央統計局)



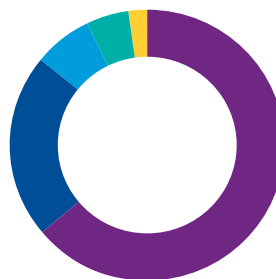
雇用者比率
(2017年, ハンガリー中央統計局)

1.5. 労働力



雇用率: 69.3%
(2018年, OECD)

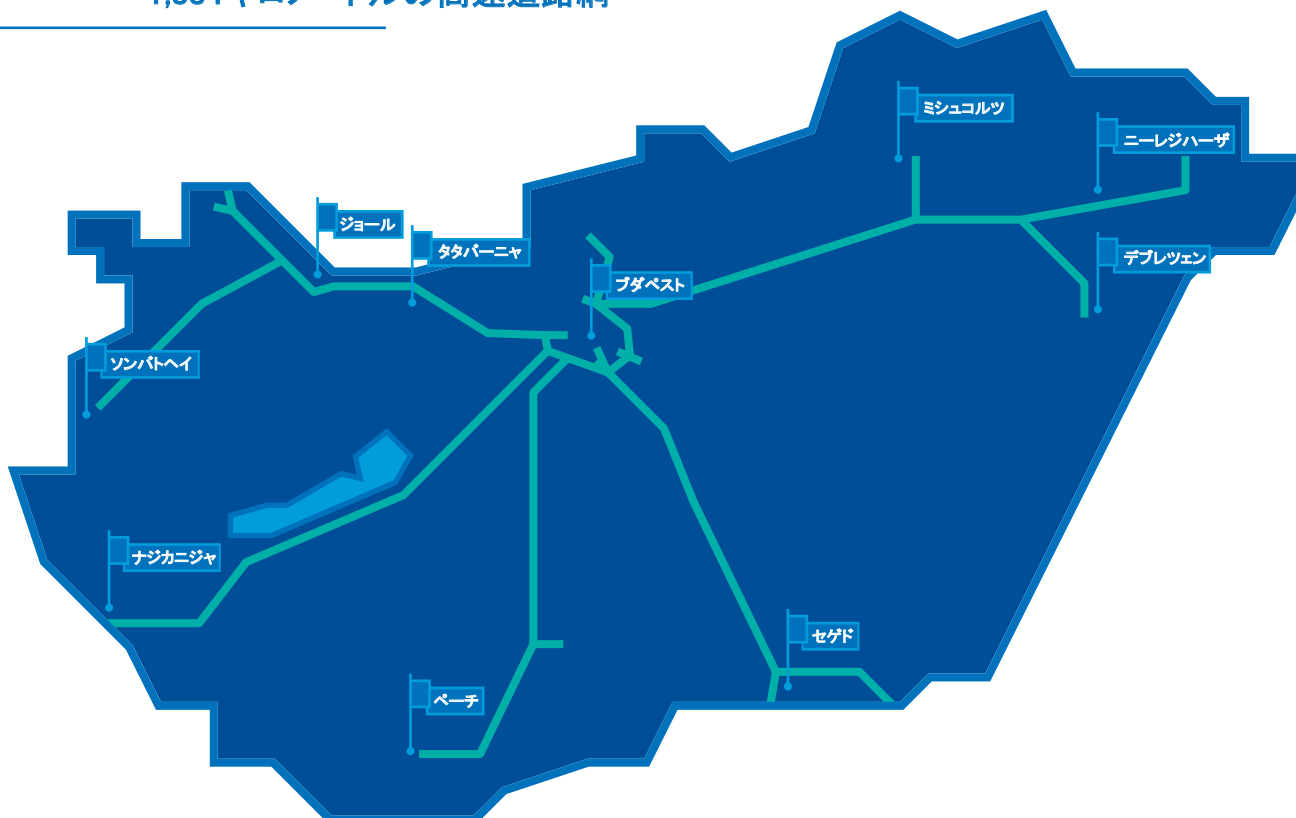
(OECD加盟国平均 68.4%, EU加盟国平均 68.6%)



- サービス業 64%
- 製造業 22%
- 建設業 7%
- 農業 5%
- その他 2%



1884 KM
1,884キロメートルの高速道路網



ハンガリーの労働者は、特にエンジニアリング、IT、薬学、経済学、数学、物理学、および専門サービスにおいて高度なスキルを持ち、教育を受けている。

労働者の約3分の2は、中等教育、技術教育、職業訓練を受けている。国外からの投資により、ノウハウ・技術がもたらされており、労働者の生産性は向上している。

1.6. 政治体制

政府: 共和制



大統領が国家元首であり、議会により選任される。主に、名目的な機能を果たす。議会が、ハンガリー国家運営の中心であり、一院制である。首相は、議会の過半数をもって、選任される。

1.7. メンバーシップ



2004年にEUに加盟して以来、ハンガリーはEU基金の最大恩恵国のひとつです。

その他の加盟機関:

国連		世界貿易機関	
国際労働機関		経済協力開発機構	
ユネスコ		国際復興開発銀行	
国連食糧農業機関		世界的知的所有権機関	
世界保健機関		北大西洋条約機構	
国際通貨基金			

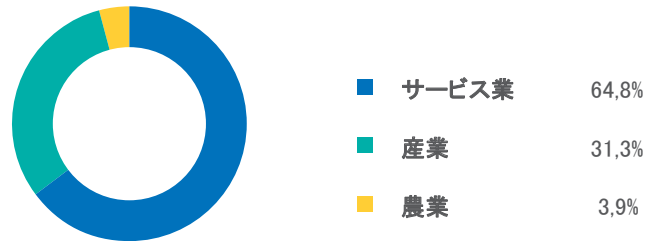
1.8. 経済



通貨: フォリント (HUF)
GDP成長率: 4.9%
(2018年, ハンガリー中央統計局)
GDP: 140 億米ドル (2017年, OECD)

2018年IMFグローバルGDP順位 58位
一人当たりGDP: 16,000米ドル - 52位
(2018年, IMF)
一人当たり購買力平価GDP: 31,000米ドル - 44位
(2018年, IMF)
一人当たりGNI: 27.65米ドル (2017年, World Bank)
インフレ率: 2.8% (2018年, ハンガリー中央統計局)
財政収支: -2.2%
(2018年, ハンガリー中央統計局)

GDPセクター別内訳 (2017年, CIA)



外国直接投資: 43億ユーロ (2018年, ハンガリー投資庁) - 190ヶ国中53位 (2018年, World Bank)

国別・産業別 外国直接投資
(2018年, ハンガリー中央銀行)

投資国	2018 (Q3), %
ドイツ	13.0
オランダ	10.3
ルクセンブルク	10.1
アイルランド	9.4
アメリカ	9.1
フランス	7.5
韓国	6.7
産業	2018 (Q3), %
製造業	38.0
卸売・小売・運送機器修理	13.7
専門・化学技術・その他サービス	6.1
金融仲介	3.2

輸出: 機械、輸送機器、食品、薬品

主要経済指標	2016 実績	2017 実績	2018 実績	2019 予測
国内総生産 (前年 = 100)	102.3	104.1	104.9	103.5
農業 (1)	113.2	91.9	105.3	100
産業 (2)	101.0	103.4	103.2	103
建設業 (3)	89.7	117.0	122.9	108
小売 (4)	100.8	108.1	107.9	106
運輸 (5)	105.0	103.4	104.6	103
情報・通信 (6)	105.8	111.0	107.0	105
金融 (7)	104.0	104.1	102.4	102
不動産 (8)	103.2	102.7	104.3	103
専門、科学、技術 (9)	106.5	110.9	106.5	105
行政、教育、医療 (10)	101.5	98.6	100.2	101
アート、エンターテインメント (11)	102.7	103.3	105.5	102
GDP 国内需要 (前年 = 100)	101.0	106.8	107.0	104.5
個人消費	103.4	104.1	104.6	104
総固定資本形成	89.4	116.8	116.5	107
輸出	105.1	104.7	104.7	105
輸入	103.9	107.7	107.1	106.3
消費者物価指数 (前年 = 100)	100.4	102.4	102.8	103.2
10億ユーロ	7.0	4.9	3	4.5
GDP率	6.1	4.0	2.3	3.2
失業率 (年平均)	5.1	4.2	3.7	3.5
政府収支のGDP率 (EU手法に基づく)	-1.6	-2.2	-2.2	-2

安価で十分に訓練された労働者、低い生活費、高度なインフラ、および有利な地理的位置とが相まって、ハンガリーにより多くの優良企業が投資する可能性がある。

2.

外国投資 - 概要

2.1. 外国人投資家による投資の回収	20
---------------------	----

2.2. 支店及び駐在員事務所	20
-----------------	----

2.3. 外国投資に対する規制	21
-----------------	----



外国投資 - 概要

ハンガリーの外国投資法では、非居住者が投資を行った場合でも全面的な法的保護と保障を受けることができる旨が定められている。二国間条約においても、外国人投資家は保護される。

2.1. 外国人投資家による 投資の回収



外国人投資家保護のため、外国人投資家に対する投資の回収(例 配当、利息、借入金返済)についての法的な制限はない。

2.2. 支店及び駐在員事務所



外国法人は、ハンガリー国内に支店または駐在員事務所を設置できる。支店や駐在員事務所は、外国法人とは法的に分離されず、一部の位置づけになる。支店と駐在員事務所のいずれも、管轄のハンガリー登記裁判所による登記が必要である。

支店

登記後、支店は大半の事業活動をハンガリー国内で制限なく行える。支店は法人でないが、原則として、ライセンスの必要な活動については、他の法人と同様にライセンスの取得が必要となる。



支店の営業活動に必要な資産は、当該支店の設立者が提供しなければならない。ハンガリー支店の活動によって生じた債務については、設立者と支店が連帯して無限責任を負う。

支店においては、ハンガリーの会計法規に従って帳簿管理を行い、年次財務諸表を作成しなければならない。EU加盟国のいずれかにおいて登記済みの事業所を保有している外国法人の場合、その支店については監査義務が免除される。リヒテンシュタインとノルウェーに登録された事業所を保有する外国法人にも、同様の規定が適用される。

欧州経済領域 (EEA) 加盟国に登録された外国法人が設立した支店が不動産を取得する場合、居住者による不動産の取得と同じ法令が適用される。EEA加盟国に登録されていない外国法人が設立した支店が不動産を取得する場合、いくつかの例外を除き、許可が必要となる。

それ以外については、居住者が設立した法人と同じルールが支店にも適用され、ハンガリーの付加価値税 (VAT)、法人所得税および地方税の納税義務を負うことになる。

駐在員事務所

外国法人は、駐在員事務所を通じて一定の活動を行うことができる。駐在員事務所は、外国法人が取り扱う商品・サービスに関する情報提供をしたり、また、当該外国法人が契約を締結する際に一定の範囲で補佐する役割を担うことができる。

駐在員事務所は会社ではない事業主体であるが、税務面での影響を慎重に検討する必要がある。

駐在員事務所は、ハンガリー登記裁判所に登記しなければならない。外国法人の駐在員事務所は、契約書作成の補佐を行うことや、当該外国法人に代わって広告サービスを提供することができるが、駐在員事務所は営利活動に従事できない。

ハンガリー国内の駐在員事務所の会計処理は、ハンガリーの会計法令の適用を受けないが、ハンガリーの法人所得税の納税義務を負う場合には、ハンガリーの会計規則の多く (複式簿記および評価額ルール等) を遵守する必要がある。

例えば、外国法人の代理人として活動する場合に、ハンガリー国内の駐在員事務所がハンガリーの法人所得税の納税義務を負うことになるため、上記の義務が生じる。

それ以外の点においては、国内法人と同じルールが駐在員事務所にも適用される。例えば、外国人やハンガリー人を雇用するにあたっては、ハンガリー法人や支店の場合と同様に、管理義務、個人所得税納税義務および社会保険料拠出義務を負うことになる。

駐在員事務所による不動産の取得は支店による不動産の取得と同様の規定が適用される。

2.3. 外国投資に対する規制



ハンガリーの安全保障上の利益と対立する外国投資の管理に関する法律2018年第57号により、2019年1月1日から、管轄大臣の承認が得られる場合には、外国投資家は、この法律で言及されている特定の活動を行ったり、特定の活動を実施する企業を支配もしくは株式の取得することができる。

特に次のサービスが法律の対象となる。

- 金融サービス
- 決済システム運用
- 電気エネルギー、天然ガス、公共水道サービス、または電子通信に関する法律の範囲に該当するサービス

新しい法律は、EU、EEA、またはスイス以外で登録された事業体にのみ適用される。

遵守しない場合には、管轄大臣より罰金が科せられる。



3.

会社設立

3.1. すべての法人形態に 共通する規定	25
3.2. 有限会社 (Kft.)	28
3.3. 株式会社 (Rt.)	30
3.4. 欧州経済利益団体 (EEIG) 及び欧州会社 (SE)	34



会社設立

2014年3月15日に新たな民法(2013年第5号。以下「民法」)が施行された。10年以上の準備を経て、この民法は適用され、一般民法の規定だけでなく、ハンガリーの会社法も含まれており、協同組合、相続法、家族法に関する主な規則も含まれる。



2014年3月15日以降は、新規設立や既存企業に関する変更については、民法に準拠する。

「会社登記および解散に関する法律(2006年第5号)」は、企業体、支店、駐在員事務所、欧州経済利益団体、欧州会社の登記、登記抹消に適用される。

ハンガリーの会社形態と関連する規制のほとんどは、他のEU加盟国で使用されているものと類似する。

民法で規定される法人形態には次の4つがある:

- **合名会社** (ハンガリー語: Közkereseti Társaság – Kkt.)
- **合資会社** (ハンガリー語: Betéti Társaság – Bt.)
- **有限会社** (ハンガリー語: Korlátolt Felelősségű Társaság – Kft.)



- **株式会社** (ハンガリー語: Részvénytársaság - Rt.); 証券取引所に株式上場していない場合等、株式が非公開の場合には、**株式非公開会社** (ハンガリー語: Zártkörűen Működő Részvénytársaság, 略称“Zrt.”)

株式が公開されている場合には、**株式公開会社** (ハンガリー語: Nyilvánosan Működő Részvénytársaság, 略称“Nyrt.”)

合名会社と合資会社は、パートナーシップにある程度似た側面があるが、EU加盟国における他国の状況に比べると類似の程度はそれほど高くない。合名会社や合資会社が有限会社や株式会社と異なる最も重要な要素は、合名会社や合資会社の構成員が、会社の債務について無限責任を負うのに対して、有限会社や株式会社の構成員(株主)は有限責任のみを負うという点にある。

実務上、外国人投資家は、有限会社(Kft.)あるいは株式会社(Rt.)のいずれかを設立、もしくははいずれかに出資するケースが多い。これらの法人形態は、EU内の企業で最も一般的に使用される会社形態に対応する。

日本法人の場合には、ほとんどが有限会社である。

自国の法律上、会社に該当する、あるいは個人である外国人(組織)は、ハンガリーの有限会社や株式会社を設立したり、その株主になることが可能である。

3.1. すべての法人形態に共通する規定

定款

会社の設立にあたっての最初の手続は、書面による定款(設立証書)の作成である。定款には、全ての出資者(または代理権を有する代理人)が署名を行う。

定款(株式公開会社の場合を除く)は、法務省令21/2006(V.18)の別表に定められたひな形に準拠することも可能である。

定款は、代理人、創設者の弁護士に準備され、副署されるか、もしくは公証人によって準備されなければならない。

定款に記載しなければならない事項は、下記のとおりである

- **会社の名称、法人形態および登記上の事業所**
- **設立者の名称、登記上の事業所(住所)、代表者の氏名および会社登記番号(設立者が法人の場合)**
設立者の氏名、住所、母親の旧姓氏名、出生地、生年月日(設立者が自然人の場合)
- **会社の主たる事業およびその他の事業(実際に行われる全ての事業は会社登記から15日以内に管轄の税務当局で登録されなければならない)**

- **登記資本金額、設立者による出資形態(金銭または現物出資)と出資日**
- **取締役等の氏名、住所、母親の旧姓氏名、出生地、生年月日、会社の代表方法(共同または単独)**
- **会計監査人および監査役が選任される場合は、会計監査人・監査役の氏名、住所、母親の旧姓氏名**
- **期間を限定して会社を設立する場合はその存続期間**
- **法人形態に応じて別途必要となる記載事項**

単独出資会社

有限会社および株式会社は、出資者(株主)が1名でも設立・運営できるが、合名会社および合資会社は2名以上の出資者が必要となる。

単独出資有限会社を設立する場合、現物出資は登記申請前に全額が払い込まなければならない。現金出資の場合は、登記申請前に出資額の半分の払込みで足り、定款に定めがあれば半分の下回ることも認められる。

残額は、定款で別途延長した場合を除き、会社設立後1年以内に払込みされれば良い。

ただし、利益剰余金と現金出資額の合計額が登記資本金額に満たない場合、配当を実施することはできない。

単独出資株式会社の場合、現物出資の全額払込みと25%の現金出資が登記申請前に必要となる。

単独出資会社以外であれば、社員総会/株主総会決議が求められる事項について、意思決定する権利と義務を単独出資者は持つ。決議内容は、文書にて、取締役へ通知しなくてはならない。

登記

2008年7月1日より、登記申請は電子的方法により提出しなくてはならない。

会社を設立した場合は、定款の署名および副署から30日以内に管轄の登記裁判所に報告しなければならない。また、登記事項に変更が生じた場合についても、変更から30日以内に登記裁判所に通知しなければならない。所定の期間内に裁判所から回答がなければ、その期間が終了した時点で登記が完了したものとみなされる。

会社経営者 - 取締役

取締役の責務は、会社の事業活動を管理することである。役員は、一定の期限を定めて、あるいは無期限で行うことができる。定款に別段の定めがない限り、役員は5年である。

役員は再任、解任は、理由なく随時行うことができる。

役員は選任あるいは解任および役員報酬の決定は、出資者もしくは株主の専権事項に属するが、監査役会を設けている場合にはこの権限を監査役会に委任できる。

役員は、一般的に会社役員に期待される相当の注意をもって経営を行い、会社の利益を優先して行動するものとする。ただし、会社の破綻のおそれという差し迫った問題がある場合は、債権者を優先する形で会社の経営を行うことになる。

役員は、法令違反、定款違反、出資者(株主)決議違反、経営義務違反から損害が生じた場合には、民法の一般原則にもとづいて会社に対する責任を負う。

監査役会

取締役の職務執行の監督を目的として、出資者(株主)は取締役以外の構成員による監査役会の設置を定款で定めることができる。一定の場合には、設置をしなくてはならない。

定款で定めることにより、監査役会に取締役の選任・解任の権限、取締役の報酬、特定の取引(契約)の承認権限を付与することが可能である(ただし、株式公開会社(Nyrt.)を除く)。

株式公開会社は、一階層制(取締役が監査役会の職務を兼務する法人の体制)を採用している場合を除き、監査役会を設置しなくてはならない。

株式非公開会社は、監査役会の設置義務を負わないが、議決権を5%以上有する株主から求めがあった場合、設置しなくてはならない。

年間の平均正社員数が200名超となる場合(この場合、監査役会の1/3は従業員から選出されなければならない)但し、労働者評議会が監査役会での代表権を放棄した場合は、設置の必要はない。

公的財産保護のため(公的財産を管理する会社など)や会社の特定の活動に関して法律で規定されている場合には、会社の法的形態にかかわらず、監査役会を設置する義務がある。



会計監査人

会計監査人は、出資者(株主)総会により選任され、会計法にもとづいて監査業務を行い、当該法人の資産および負債の状況、財務状況および損益状況が年次報告書に真正かつ公正に記載されているか否か、また、全面的に関連法令にもとづいて年次報告書が作成されているか否かを判断することに対して義務を負っている。

これら監査人としての任務は公益を守るための法律に定められており、そのため、会計監査人には監査業務の適切な遂行が侵害されない場合にのみ、監査以外の別の業務を遂行することが認められている。

2008年1月1日以降、会計法や公共の利益、債権者保護の観点から法律に定められた場合を除き、会計監査人の選任は任意である。

会計監査人が選任を受嘱し、経営者と当該監査人の間で監査契約書を交わすことで選任は有効となる。

会社の出資者(株主)、役員、監査役、その親族および従業員(雇用期間中およびその後3年間)を、会計監査人に選任することはできない。

会計監査人は定款に記載しなければならず、任期は5年を超えない期間とする。会計監査人は別途、法で禁止されていない限り、任期終了後に再任できる。

会計監査人は、当該会社のすべての帳簿や記録を検査することができ、また、役員、監査役会、従業員に対して情報を提供できるよう求めることができる。

会社の業務に関して知り得た情報について守秘義務が課されている。

会計監査人は、当該会社の財務報告に関する出資者総会や株主総会に参加しなければならない。

また、必要に応じて、会社側から取締役会や監査役会の会合への出席が求められることがあり、会計監査人本人から上記への出席を申し出ることできる。会計監査人が出席を申し出た場合、取締役会や監査役会は原則として当該申し出は却下できない。

会計監査人は、会計の純資産の大幅な損失の可能性を確認、あるいは把握した場合、出資者総会もしくは株主総会の招集要請を行わなければならない。

会社の出資者総会もしくは株主総会が招集されなかった場合や会合で適切な決定が行われなかった場合には、会計監査人は登記裁判所に通知しなければならない。

解散

次の場合、法人は解散する。

- 定款に定められた期間の満了時、あるいはその他の解散事由が発生した場合
- 後継会社を設けずに解散の決議を行う場合
- 後継会社を設けて解散の決議を行う場合（組織変更－合併、会社分割）
- 出資者が1名に減少した場合。ただし、法人形態に関する規定により認められている場合は除く（有限会社や株式会社は出資者1名でも営業可能）
- 登記裁判所により解散の宣告を受けた場合
- 会社の実際の形態に応じた上記以外の条件に従う場合

法人は、会社登記簿からの抹消をもって解散したものとみなされる。

後継会社がない状態で業務停止をする場合、清算財務諸表を作成しなければならない。ただし、破綻により解散手続が開始された場合はこの限りではない。これに該当する場合は、破産、解散に関する1991年法律第49号にもとづき清算手続が行われる。



組織変更

有限会社を株式会社として再登記する場合、またはその逆の場合などの法人形態の変更が行われる場合に法人の組織変更が生じる。

合併、分割

これらは、様々な形態が取られる。

- 合併（統合、買収）
- 会社分割（複数の新会社への分割、事業の一部を新会社に分離）

組織形態の変更、合併および分割に関する法律（2013年第117号）において詳細が規定されている。

強制的変更

年次報告書に記載の資本が当該法人形態に必要な最低資本金を2年連続で下回っている場合、当該会社は最低資本の要件を満たす法人形態に変更しなくてはならない。

出資者の責任

未履行債務を有した状態で会社登録を抹消された場合、出資者または株主が有限責任を悪用する場合には、その有限責任を否認されることもある。

この状況は、メンバーが会社の資産を自分のものとして使用した場合、メンバーが知りながら会社の資産を減らした場合、または会社が債務を履行できないことを相当の注意をもって認識すべきだった場合などに適用されることがある。

未履行債務を有した状態で会社登録が抹消され、清算会社に対する出資者の継続的な損害を与える活動に関して、無限責任を求めて、債権者が裁判所に法的手続きを申請し、裁判所が認めた場合には、(直接または間接)出資比率が75%を超える出資者または株主は有限責任を否認されることとなる。この規定は、自主清算の場合には適用されない。

取締役の責任

新しい民法では取締役(有限会社の場合は代表取締役(managing directors)、株式会社の場合は取締役会の構成員(members of the board of directors))の責任について改正が行われている。

会社に生じた損害

「義務不履行(契約違反)により生じた損害責任」に関する条文に従って、取締役は会社に生じた損害賠償責任を負う。

当該責任にあたっては、事象との因果関係のみでは十分でない。従って以下の事項を証明できる場合には取締役がその責任を負うことはない。

- 管理可能な範囲を超えた予測し得ない事象の結果生じた損害であること、かつ
- 事前に損害を防止、軽減する行動をとることが合理的に不可能であったこと

その責任が立証される場合、損害賠償額は、関連する契約(事後的に違反となった)の締結時に役員が予見可能であったことを会社が証明できる損害および損失(利益の損失および結果的損害も含む)に限定される。

すべての場合において、損害額の限定がなされるわけではない。(例えば、取締役の意図的な行為の結果、人命損失、人身事故の場合)

ただし、ほとんどの場合において、会社が当事者である契約において取締役の責任を制限し、会社と締結した執行契約において取締役の責任を直接制限することが可能になった。

第三者に生じた損害

取締役がその職務執行を通じて、会社が当事者である契約義務不履行により第三者に損害を与えた場合には、その第三者は、取締役に対して直接損害を請求できない。

契約当事者(会社)に対して損害を請求することになる。

この場合、第三者に与えた損害賠償額が裁定された時には、会社は取締役に対してその損害額を請求することができる(上述の「会社に生じた損害」を参照)。

取締役が、不法行為(または不作為)により、すなわち契約違反以外の方法で、取締役としての職務執行を通じて第三者に損害または損失を生じさせた場合、取締役と会社は、「不法行為に対する責任」の規定に従って、損害を受けた当事者(または負傷者)に対して連帯して責任を負う。そのような場合、取締役は会社とともに、または単独で直接訴えられることがある。

不法行為責任は、契約上の責任とは異なるため、以下の事項を証明できる場合には取締役はその責任を負うことはない。

- 所定の条件下において、一般に合理的と認められる行動であったこと

3.2. 有限会社 (KFT.)



有限会社は、欧州の中小企業の間で極めて広く見られる法人形態である。ハンガリーの有限会社は、ドイツやオーストリアの GmbH (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) の形態に極めて近く、英国の Ltd. (株式非公開会社) にも似ている。

一人有限会社の設立も可能である。有限会社は完全出資子会社で最も一般的な法人形態であり、大半の日系企業はこの形態を採用している。





資本

有限会社の資本は各出資者の資本出資で構成され、現金出資・現物出資のいずれも可能である。

登記資本金の一部となる現物出資は、市場で売買可能な物品、金銭的価値のある知的財産や権利、あるいは債務者により認められた債権、最終的な司法判断により認められた債権のいずれかである。

これらの物品、知的財産や権利のうち、現物出資としてみとめられるのは抵当権が設定可能なもので、かつ、第三者の同意なしに譲渡可能なものに限られる。
最低資本金は、3百万フォリント(約10千ユーロ)である。

各出資者は資本金合計に対する一定割合の持分を有しており、その持分を複数人数で保有することも可能である。
持分の金額は最低100千フォリント(約340ユーロ)である。自己所有持分として有限会社は持分全体の50%まで買戻しすることが可能である。

定款により現物出資を実施可能とした場合、登記申請の提出前に下記の条件が満たされている場合に限り、法人の登記が認められる。

- 現物出資の金額が登記資本金の50%以上であり、かつ当該現物出資は全額払い込まれている
- 現物出資の金額が登記資本金の50%未満であり、かつ、定款に記載されている現物出資が実行されている

現金出資の未払い分は登記から1年以内、現物出資の未払い分は登記から3年以内に払い込まなければならない。

現金出資に関して、定款に定めることにより、設立時の払い込み比率を下げることができ、残額の払い込み期間を会社登録時から1年以上とすることもできる。

上記の場合、時間の制約の他、民法により配当に関する制約が設定されている。
利益剰余金と現金出資の合計が、登記資本金額を下回り、かつ、出資者による未出資額が残っている場合には、配当を実施することはできない。

出資者総会

有限会社の最高意思決定機関は、出資者総会である。

定款に定めた場合には、出資者総会は、通信機器を利用して出資者が参加する形式でも開催することができる。
実際に出席するか、通信機器を利用するかは、出資者自身が選択することができる。
また、定款で定めれば出資者総会を開催せずに書面決議を行うことができる。

出資者総会の専権に属する事項としては、主に下記の項目があげられる。

- 年次財務諸表の承認および税引後利益の配当に関する決定
- 追加資本出資および資本の払戻しに関する決定
- 中間配当の支払いに関する決定
- 出資持分の分割に関する同意および出資払戻しに関する承認
- 出資者の除名に関する決議
- 会社による持分の買取りに関する決議、出資者への持分の売却に関する決議

- 取締役の選任および解任ならびに報酬の決定、取締役が従業員でもある場合に雇用者としての権利行使
- 監査役の選任および解任ならびに監査役の報酬の決定
- 会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人の報酬の決定
- 出資者、取締役、監査役、会計監査人、およびその近親者との契約の承認
- 会社設立時の出資者、取締役および監査役に対する損害賠償請求の執行
- 後継会社を設けずに会社を解散させる決定および組織変更の決定
- 登記資本金の増資および減資に関する決定
- 定款の変更
- 法令または定款により出資者総会で決定するとしてすべての事項

出資者総会の決議により、会社は、自社の持分を取得することができるが、取得した日から1年以内に手放すか、出資者比率に応じて無対価により出資者に配分するか、減資に関する規則に準拠して持分消却することが定められている。

出資者総会の定足数は、定款でより多くの定足数を求める特段の定めがない限り、全議決権の過半数である。

出資者総会の定足数が満たされない場合は、出資者総会が再召集され、定款に特段の定めがない限りにおいて、今度は出席者の持分比率および議決権割合に関係なく、予定されている議題が決議される。再召集される出資者総会は、当初の出資者総会日から最低3日後以降、最大15日以内に開催されなければならない。

定款の変更を行う場合（名称変更、住所変更、支店設立、主たる事業に関連しない事業内容の変更・追加以外の事項）、議決権の4分の3の承認が必要である。

上記に記載の例外の場合には、過半数の決議により変更が認められる。定款に、過半数よりも多い決議要件を定めることも可能である。

出資者の利益に関係する定款の変更は、いずれも出資者全員の一致が要求される。

損失発生により自己資本が登録資本金の半分に減少している場合、自己資本が、民法で定める最低資本金以下になる場合、破産する可能性がある場合、債務の支払いを停止している

場合、債務超過の場合には、代表取締役は速やかに臨時出資者総会を開催し、必要な対応策を検討する必要がある。

代表取締役

会社は、代表取締役（または複数の取締役）によって代表され、業務に関する事項が処理される。代表取締役には、自然人、また法人も就任できる。

2名以上の代表取締役がいる場合、そのうちの1人は他の代表取締役の決定に反対することができる。その場合、出資者総会（単独出資者）による決議が行われる。決議が行われるまでは、未決事項の執行はできない。

3.3. 株式会社 (RT.)



株式会社は、欧州全域の中小企業で広く見られるもう1つの法人形態である。ハンガリーの株式会社は、ドイツやオーストリアのAG (Aktiengesellschaft) に極めて類似しており、英国のPLC (株式公開会社) に似ている。

資本金

株式会社は、株式非公開会社あるいは株式公開会社の場合がある。株式が証券市場に上場していない場合には、株式会社は株式非公開会社（“Zrt.”）である。株式が証券市場に上場している場合には、株式会社は株式公開会社（“Nyrt.”）である。株式非公開会社と株式公開会社の最大の違いは、株式が部分的であっても公開されているか否かである。

株式会社は、株式非公開会社としてのみ設立される。株式が、上場会社となる場合には、株主は株式公開会社に組織変更できる。株式非公開会社から株式公開会社への変更、もしくはその逆の場合には、少なくとも議決権の4分の3を超える株主総会決議が必要である。

株式公開会社の最低資本金は200万フォリント（約65,000ユーロ）である。株式非公開会社の最低資本金は50万フォリント（約15,000ユーロ）である。

設立時の現金出資割合は、30%を下回ることができない。

登記申請の提出前に下記の条件が満たされている場合に限り、法人の登記が認められる。

- 登記資本金の25%を超える現物出資が行われる場合、登記申請までに全ての現物出資が完了すること
- 現金出資のうち最低25%は実行されていること

現金出資の残額は登記から1年以内に、現物出資の残額は登記から3年以内に払い込まれる必要がある。

現物出資に関して、監査人または現物出資物を評価する資格のある別の専門家の報告書を定款に添付するものとされている。報告書により、出資者により算定された現物評価額と出資により発行される株式数・株式評価額が整合していることが確かめられることになる。

現物出資物の評価額を含んだ監査済み財務諸表が、現物出資の日から3か月以内に現物出資者により準備された場合には、上記の報告書は不要となる。現物出資額が、市場価値と整合する場合にも、報告書は不要となる。

純資産が株式会社の最低資本金を下回るような場合は、配当を行うことはできない。

株式会社は、最大、発行株式数の25%の株式を取得できる。

株式会社は、自己株式取得のため、第三者から借入を行うことができる。たとえば、株式公開会社の場合、議決権の4分の3を上回る株主総会決議が求められ、通常の市場条件のもとで借入可能額とされる。取締役会の提案には、その詳細が含まれるものとし、かかる提案は登記裁判所に提出する必要がある。



株式および株主の権利

株式は株主の権利を具現化した有価証券で、記名株式のみ認められている(無記名株式の発行は認められていない)。株式非公開会社の株式は、券面もしくは電子化によって発行される。一方、株式公開会社の株式は、電子化発行のみ認められる。

普通株式、優先株式、従業員向け株式、利付株式および償還株式など、複数種別での株式発行が認められている。

すべての株主には、株主総会に参加する権利、株主総会において情報を求める権利および、意見を表明する権利が与えられている。(代理人による行使を含む。)議決権付き株式を保有している場合には、株主は提案を行う権利を有しており、投票する権利が認められている。

株主は、保有株式の額面に応じて、株主総会で決議された配当を受け取ることができ、優先配当などの扱いも可能である。

株主総会

株式会社の最高意思決定機関は株主総会である。

株主総会の専権事項に該当するものとしては、主に下記の項目があげられる。

- 定款(設立証書)の制定および変更
- 法人形態を変更する決定
- 後継会社を設けずに会社を解散させる決定および組織変更の決定
- 取締役もしくは代表取締役(株式非公開会社の場合のみ)、監査役会委員、会計監査人の選任および解任、ならびに報酬の決定(株式非公開会社の場合は定款により、監査役会にこれらを一任する場合がある)

- 年次財務諸表の承認および税引後利益の配当に関する決定
- 中間配当の支払いに関する決定
- 自社株取得に関する決定
- 株式の種類変更の決定
- 株券の電子化に関する決定
- 各種株式に付随した権利、株式種別および株式区分を変更する決定
- 転換社債の発行に関する決定
- 増資もしくは減資に関する決定
- 優先権の行使を排除する決定
- その他法令または定款により株主総会で決定するとしてすべての事項

株主総会は、定款に記載された頻度で開催しなければならない。ただし、最低でも年1回の開催が必要である。必要と判断される場合には、随時、臨時株主総会を開催できる。

通常、取締役会が株主総会の招集を行う。株主総会の定足数は全議決権の過半数である。ただし、定款で過半数以上の定足数を定めている場合はこの限りではない。

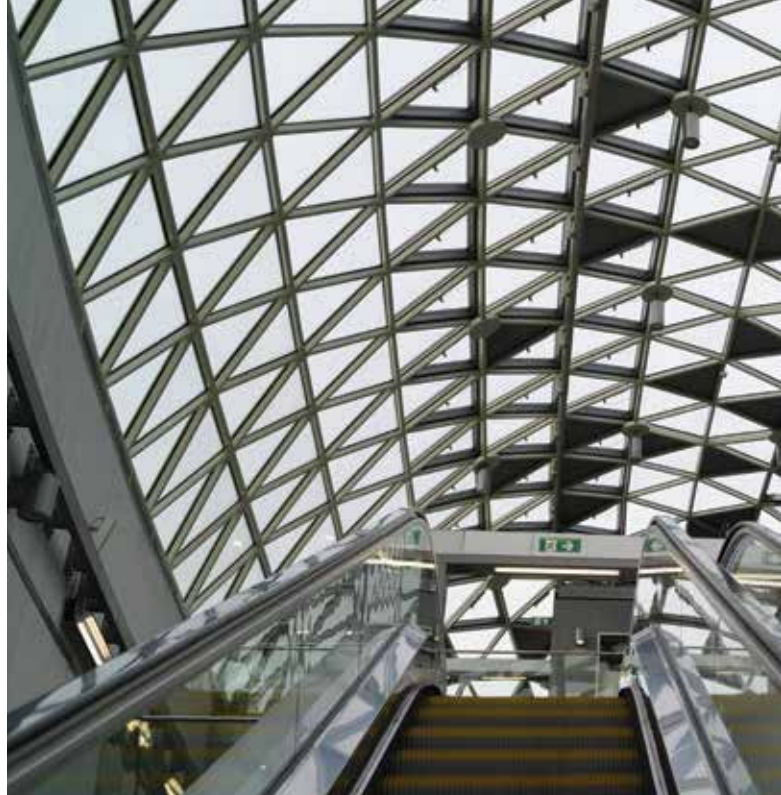
定足数が満たされない場合は、株主総会が再召集され、定款で別の定めがない限り、持株比率および議決権割合に関係なく、予定されている議題が議決される。再召集される総会は、当初の総会開催日から、株式非公開会社の場合は最低3日後、株式公開会社の場合は最低10日後に開催される必要がある(但し、遅くとも21日以内に開催される必要がある)。

定款に定めた場合には、株主総会は、通信機器を利用して株主が参加する形式でも開催することができる。定款に別段の定めがない限り、実際に出席するか、通信機器を利用するかは、株主自身が選択することができる。議決権の5%以上保有する株主が、株主総会の招集日から5日以内に通信機器による株主総会の開催を理由を明示して反対した場合には、通信機器による株主総会は開催することができない。

取締役会

取締役会は株式会社の経営に対して責任を負う。株式非公開会社の場合は、定款で定めることにより取締役会の権限を特定の(代表)取締役に委任することができる。

取締役会は、3名以上の自然人である取締役に構成されなければならない。取締役会は、取締役の中から取締役会議長を選任する。取締役会は、独立した機関としてその権利を行使し、職務を執行しなければならない。



取締役会により承認された手続規制の中で、取締役の職務分担が定められる。取締役会は、会計法に準拠した形で帳簿が記載されていることを担保しなければならない。

さらに、会社の経営状況、財務状況、業務方針に関する報告書を定期的に作成しなければならない(株主総会向けの報告書は最低年1回、監査役会向けの報告書は最低3か月に1回の頻度で作成が要求される)。

取締役会は、株主総会に提出する年次報告書を作成し、税引後利益の分配案を提示する。取締役会の役員は、質疑に回答するために株主総会に参加する。

株式公開会社の場合、定款に定めることにより、監査役会・取締役会を設置する代わりに、経営統合機関による会社運営を行うことができる。この機関は、少なくとも5名以上の構成員から成り、構成員は自然人のみがなれる。

監査役会

株式会社は、法で別段の定めのない限り、以下の場合に監査役会を設置しなければならない。

- 株式公開会社(経営統合機関により統治されている場合を除く)
- 非公開株式会社で、議決権の5%以上を保有する株主により設置が求められている会社の場合
- 法人の形態や経営構造にかかわらず、公共の財産の保護や会社の事業にかかわる特別な法律に定めがある場合
- 従業員の監督権限を確保する目的で民法で定められている場合



監査役会は経営の監督を行う。役員や経営幹部に対して情報提供を求めたり、帳簿を調査したりすることができる。

監査委員会

株式公開会社においては、監査役会や経営陣を支援する機関として監査委員会を設置しなければならない。監査委員会は、財務報告システムのレビュー、会計監査人を選任し、会計監査人と連携する。

監査委員会は、3人から構成される。監査委員は、監査役会もしくは取締役会から独立した人物から選任される。構成員のうち、少なくとも1人は会計又は監査の専門資格者でなければならない。

増資

増資の方法は以下のとおりである。

- 新株の発行
- 株主資本以外の資産の全部出資、一部出資
- 従業員向け株式の発行
- 転換社債の転換(条件付き増資)

株主総会の決議により取締役会に所定の限度内で、増資の権限を与えることができる。この権限は、最大5年間有効である。

減資

株主総会は、資本金の減額を決定することができ、状況によっては、減資を行う必要がある。資本金を、最低登記資本金(株式非公開会社の場合は、5百万フォリント。株式公開会社の場合は、20百万フォリント)以下に減額することはできない。

ただし、同時に増資が行われ、増資により最低登記資本金に達する場合を除かれる。

法令により減資が定められている場合には、その義務発生の事実が生じた日から60日以内に、株主総会で決議する必要がある。

会社の株主資本が最低登記資本を下回り、株主が3か月以内に株主資本を補填しないために資本金が減資されない場合には、株主総会において、法人形態の変更、他社との合併あるいは会社解散する決議を行わなければならない。減資する場合、自己株式から優先的に減額しなければならない。

株券に減資を反映させる方法としては、次のようなものがある。

- 株式を交換する
- 株券へ必要事項を押印する
- 券面の株式数を減額させる

解散

株式会社の解散は、株主総会における4分の3以上の議決権による解散の決議により行うことができる。

株式会社の資産は、任意解散の場合には、登記が抹消されるまで分配することができない。

後継会社を設けずに株式会社を解散させる場合、債務弁済後に残った資産は、実際の出資額や現物出資にもとづき、保有株式の額面に応じて株主に分配される。



3.4. 欧州経済利益団体 (EEIG) 及び欧州会社 (SE)



2004年5月1日にハンガリーがEUに加盟し、欧州経済利益団体 (EEIG) や欧州会社 (SE) などの新しい法人形態がハンガリー会社法に導入された。

欧州経済利益団体

欧州経済利益団体に関する法律 (2003年第49号) (ハンガリー語: “Európai Gazdasági Egyesülés”) に基づき、欧州経済利益団体は、欧州経済利益団体に関する法律に別段の定めがない限り、欧州経済利益団体に関する理事会規則 2137/85I に従って、形成、編成及び運営される。

欧州経済利益団体は、その趣旨からして企業とは異なる。その趣旨は、団体の構成員がその経済活動を促進または発展させ、構成員が自己の結果を改善できるようにすることにある。その団体自らが利益を獲得することを目的としておらず、その活動は、その構成員の経済活動に関連するものでなければならない。

構成員は、欧州経済利益団体の資産を超える負債に対して連帯責任を負う。

欧州経済利益団体は、少なくとも2名の構成員により組織される。

- a) 異なる加盟国に事務処理の事務所を構える2つ以上の企業 (または、その他の組織)
- b) 異なる加盟国で主要な活動を行う2名以上の自然人
- c) ある加盟国に事務処理の事務所を構える1つ以上の企業 (またはその他の組織)、企業とは異なる加盟国で主要な活動を行う1名以上の自然人



欧州会社

設立可能な別の新しいビジネス事業体に、欧州会社がある。
("SE"; ハンガリー語: "Európai Részvénytársaság")

欧州会社に関する法律2004年第45号に基づき、ハンガリーで設立された欧州会社は、法人であり、欧州会社に関する法律に別段の定めがない限り、欧州会社に関する理事会規則2157/2001に従って、形成、編成及び運営される。

欧州会社の資本は株式に分割され、資本の単位はユーロで表示される。資本は、120,000ユーロを超える必要がある。欧州会社の従業員は、指令2001/86/ECおよび欧州会社に関する法律の第2章の規定を準拠する。

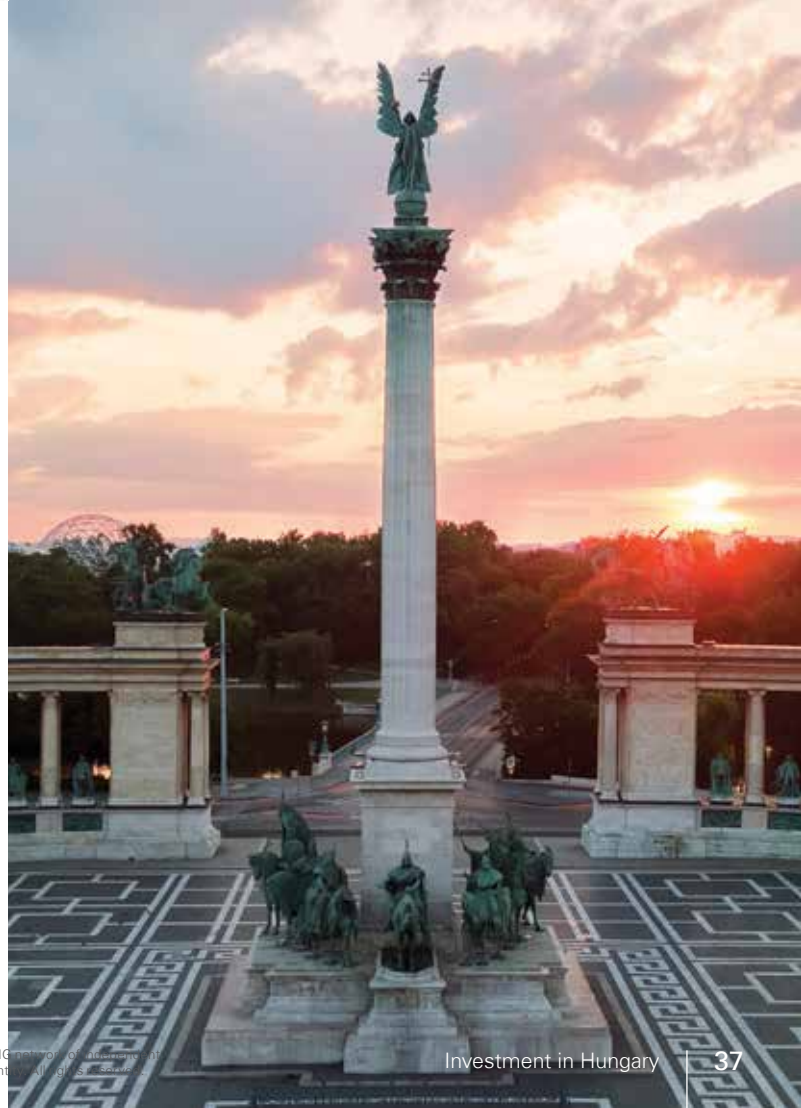
会社登記及び解散に関する法律2006年第5号はすべてのビジネス事業体、支店、駐在員事務所、欧州経済利益団体、欧州会社の登記と登記抹消に適用される。

4.

労働関係

4.1. 外国人労働者に 対する規制	38
-----------------------	----

4.2. 雇用法	38
----------	----



労働関係

4.1. 外国人労働者に対する規制



以下のケースでは、労働許可は不要である。

- ハンガリーに居住するハンガリー国民の伴侶
- 外国企業の支店長または駐在員事務所長

2013年12月31日以降、一定の要件を満たす場合、労働許可と在留許可が一体となった許可証が発行されることとなった。外国人がEUの「ブルーカード」を申請する場合、または移住の目的が家族の再会である場合、統合許可が発行されることとなる。以前に発行された許可を更新する場合、申請者がすでにEUブルーカードを所持している場合、就労もしくは人道目的の滞在許可証を所持する場合も、統合許可が発行されることとなる。

第三国住民に対する労働規制

一般的なルールとして、第三国民（非ハンガリー国民と無国籍者（ただし、自由移動・自由居住の権利者は除く。（例 欧州経済領域加盟国民・ハンガリー国民の同伴家族））は、原則として、ハンガリー国内において就労できない。ただし、労働許可と長期滞在ビザもしくは在留許可を所持する場合には、就労できる。

ハンガリー国内に入国し、就労を希望する第三国民は、ハンガリーと関連国の間で協定が結ばれていない限り、滞在許可の申請を行う必要がある。長期滞在ビザの場合、労働許可証の取得後に申請でき、申請者の母国にあるハンガリー大使館により交付される。

ハンガリーでの就労を希望しており滞在ビザが失効している場合は、在留許可が必要になる。

管轄する移民局で登録を行ったうえで、在留許可の申請を行わなければならない。登録手続に際しては手数料の納付が必要となる。

雇用者は、滞在ビザの申請に先立って、管轄の労働局に労働許可申請書を提出しなければならない（いわゆる「就労申請」）。ただし、登記裁判所に提出する会社関連書類に記載の最高責任者（株式会社の代表取締役、株式会社の取締役、監査役会委員、ハンガリー駐在員事務所長、ハンガリー支店の支店長など）は、労働許可の取得は要求されない。

申請にあたっては、必要な情報や書類を提出しなければならない。労働許可の有効期間は最長2年間で、2年ごとに延長することも可能である。必要な許可をすべて取得した後に初めて、ハンガリー国内での就労を開始することができる。

欧州経済領域加盟国民に対する労働規制

欧州経済領域加盟国民（ハンガリーを除くEU加盟国民、スイス国民、ノルウェー国民、アイスランド国民、リヒテンシュタイン国民）は、在留許可が求められない。しかし、3か月以上の滞在を希望する場合には、登録証明に関する申請を提出しなければならない。

欧州経済領域加盟国民は、入国の日から遅くとも93日以内に、個人情報提示し、将来の居住地に応じた、その滞在を管轄当局に報告する必要がある。申請者は、登録証明を入手するために、当局に赴く必要がある。

欧州経済領域加盟国民の場合、労働許可は不要である。一方、雇用者は、雇用開始日までに労働局に報告しなければならない。

労働局は、各報告の登録を行っている。しかしながら、雇用する際の、前提条件ではない。また、雇用が終了した場合も同様に報告しなければならない。

4.2. 雇用法



2012年から新たな労働法（2012年第1号）が施行されたことにより、大きく変化した。

新法は、他のEU加盟国における雇用法とおおむね類似する内容であり、雇用に関する形式的な手続を緩和し、雇用者にとってより使いやすいフレームワークとなっている。

同法は、労働組合など被雇用者側代表者との組織的な労使交渉（労使協議会など）の基礎となっている。ただし、これらの団体は異なる重要性により検討されるが、雇用者が締結できる団体交渉協約は一度に1件と限られている。それにもかかわらず、雇用者は、複数の団体協約の適用を受けることがある（該当する場合は、各支店別、地域別の団体協約）。



労働法第19章と第20章を除いたその他の多くの規定は、労働協約に定めることによりその適用を逸脱することが認められる。

労働法のもとでは、新しい一般的なルールとして、従業員の利益と損失の両方の観点から、規定の逸脱が認められることになった。法律と労働協約は、いかなる雇用契約書よりも優先されることとなる。

各種の許可を取得する必要がある場合は、これらを取得した後で、初めて雇用契約を締結することができる。

雇用契約は文書で記載される必要があるが、義務とされている最小限の内容(下記)を含んでいなければ雇用契約とはみなされない。

- 基本給、勤務地および職位を雇用契約に記載すること 業務範囲については、雇用者側が明確にしなければならず、通常、職務記述書を書面で発行することになる
- 雇用者は、またその職位に要求される資格を明確にしなければならない。(適用される最低賃金の金額にかかわらず最も重要な情報であるため)

雇用者は、雇用契約締結から15日以内に、被雇用者に以下の事項を書面にて通知しなければならない。

- 通常勤務時間
- 基本給以外の報酬(賞与、福利厚生など)
- 給与計算、賃金の支払い頻度、支払日
- 業務範囲
- 有給休暇の日数、およびその取得時期や決定に関する手続
- 契約関係または雇用関係を終了させる場合に、雇用者と被雇用者が遵守しなければならない通知期間に関する規定
- 被雇用者に対する労働協約の適用の有無
- 雇用者の権利の実行者

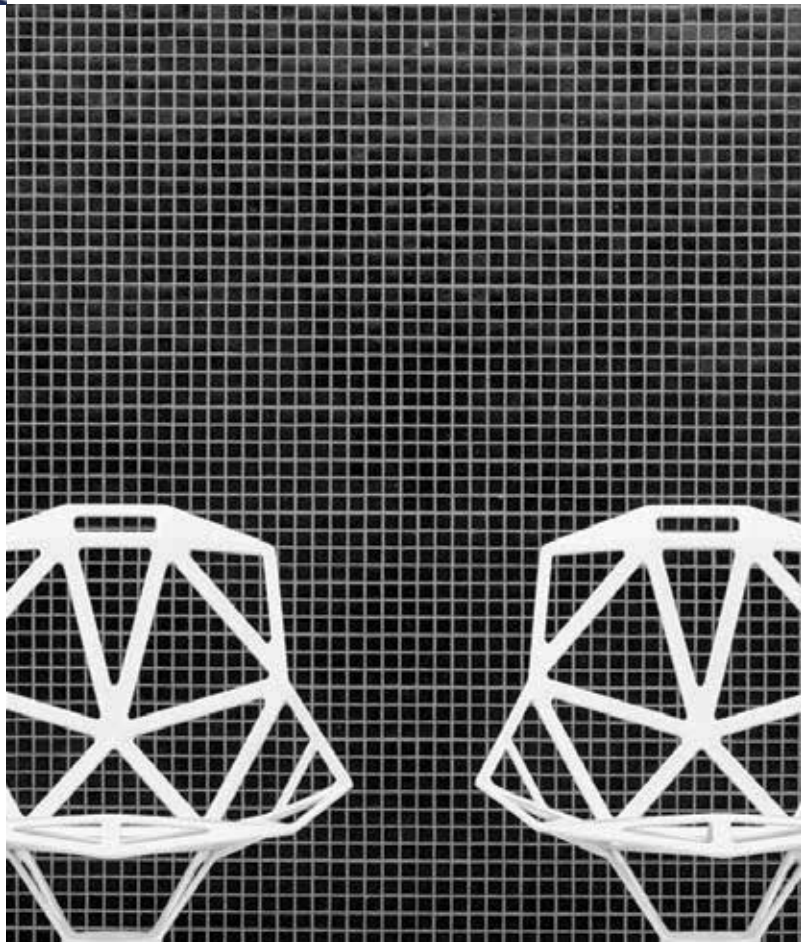
最低賃金および最低保証賃金に関する政令2018年第324号定められているように、2019年の月間最低賃金総額は149,000フォリント(約465ユーロ)、2020年の月間最低賃金総額は160,920フォリント(約500ユーロ)である。

月間最低保証賃金総額(高校卒業程度の能力が求められる役職に対する支給額)は、2019年は195,000フォリント(約610ユーロ)、2020年は210,600フォリント(約660ユーロ)とされる。

5.

会計と監査

5.1. 概要	42
5.2. 会計原則	43
5.3. 会計記帳	44
5.4. 財務報告	45
5.5. 財務諸表作成のための 会計基準	47
5.6. 財務諸表の提出 と公告	50
5.7. 会計監査	50
5.8. その他	51



会計と監査



5.1. 概要



ハンガリーの会計基準および年次報告書に関する規定は、会計に関する法律2000年第C号（以下「会計法」）に定められている。会計法には、独立した外部監査人による会計監査に関する規定も定められている。

銀行業や保険業などの特定業種の会計処理については、そのほかに法律や政省令が設けられている。

この法律は、EU審議会指令を踏まえた法律となっている。EU審議会指令は、有限会社・株式会社の財務諸表、連結財務諸表の作成に関する基本規定、会計監査人の任命と資格要件についてそれぞれ規定する内容となっている。銀行や保険会社を対象とする規定もまた、EU審議会指令に基づいている。

会計法により、独立した財務諸表の作成および公告が一般的に求められる。しかしながら、一定の要件を満たす場合には、EUで採択された国際財務報告基準 (EU IFRSs) に準拠して、独立した財務諸表を作成し、公告することも認められている。一方で、特定の業種の企業が一定の要件を満たす場合には、EUで採択された国際財務報告基準に準拠した独立した財務諸表を作成し、公告しなくてはならない。

この会計法は、外国法人による支店を含む全ての法人に適用されるが、駐在員事務所には適用されない。

本章の内容は、2019年1月1日現在の会計法を完全に要約したものではない。また、2019年に改正される可能性のある事項は、反映していない。

5.2. 会計原則



会計法には会計公準と会計原則が含まれており、それらは国際会計基準審議会 (IASB) が承認したものと概して同じ内容である。しかし、会計法に則って計上される利益が、国際財務報告基準 (以下「IFRS」) に則って計上される金額と同額になる場合もあるが、その一方で

両者の間に、依然として大きな差が生じる場合もある。これらの相違は、取引の認識と測定原則が、若干IFRSと異なるためである。また、表示や開示については、両者はさらに大きな相違点がある。

会計法では、継続企業の前提、発生主義、首尾一貫性および保守主義といった基本原理が採用されている。また、法人が継続企業であると前提として年次財務諸表の作成を義務づけている。重要性の原則や、実質主義の原則も採用されている。なお、公正妥当な開示を達成するために必要な場合には、会計法から逸脱することも容認されている。

会計法は収益、費用、資産および負債の各種項目の計上や表示について詳細な規定を定めており、そのため開示の面でIFRSとの差が生じる。また、会計法では、網羅性を重視し、取引や残高つまり、IFRSでは純額ベースで表記すべきとされている項目でもハンガリーの貸借対照表や損益計算書では総額表記とすべきとされている項目もある。さらに、会計法は、前年度の財務諸表の修正表示に関する条件を詳しく定めており、当期財務諸表および報告済みの前年度の財務諸表を補足する形で、別途設けられた注記に前年の調整項目を記載することを義務づけている。最終的な結果として、ハンガリー財務諸表の一部の金額は、IFRS財務諸表で表示される金額と異なる場合もある。

国家経済省は、会計や監査関連の法規のほか課税や財政についても管轄している。企業の税務計算も会計法の詳細な規定に準拠して作成された会計記録をもとに行われる。そのため、企業経理は、税務当局の期待に沿える形で取引を記帳し、税務調査官の情報提供要求に応じられるように証拠書類の整備が行われるのが通常となっている。



5.3. 会計記帳



日々の会計処理と年次報告について、会計法に定めがある。

会計法で義務づけられている主な事項としては、下記の点があげられる。

- 法人の会計記録は、会計法に定められた規定にもとづいて保管しなければならない。
 - 当該要件は、ハンガリー国外のシェアード・サービスの利用など、ハンガリー国外での会計システムの利用を排除するものではないが、その場合も当然ながら、会計法に準拠した形で会計情報を表示できるものでなければならず、元帳や会計書類が、税務当局の調査など必要な場合には、ハンガリー国内ですぐにそれらが閲覧できる状態でないといけない。
 - 会計年度末は、通常、各年の12月31日である。ただし、合理性が認められる場合には、別の会計年度末の日付を設けて会計処理を行うことができる(銀行、保険会社、その他の金融機関は除く)。
 - 会計記録は、ハンガリー語で記載しなくてはならない。
 - 原則として、会計帳簿と財務諸表は、フォリント建てで表記しなければならない。ただし、会計年度の開始前に、定款及び会計方針にユーロまたはUSDル機能通貨として定めた場合には、ユーロ建てまたはUSDル建てによる記帳、財務諸表を作成することができる。(IFRSに準拠して財務報告を行う会社、すなわちIFRSに準拠して機能通貨を決定する会社を除く)。
- さらに、IFRSに準拠せずに財務報告を行う会社は、フォリント、ユーロ、USDル以外の通貨を機能通貨とすることが認められている。
- その場合には、期末日時点における金融資産の絶対額と金融負債の絶対額の合計の25%が前年度および当年度において当該機能通貨建てとなっており、かつ、収益の絶対額と費用の絶対額の合計の25%が、前年度および当年度において当該通貨建てとなっている必要がある。
- 単式簿記は、一部の非営利組織にのみ利用が認められる。
 - 勘定科目については、9種類の科目区分および注記区分(第0類)からなる標準分類を定めている。
 - 資産科目は第1類～第3類で、第4類には、資本の部、引当金、負債科目が含まれている。
 - 費用はその性質に応じて第5類と第8類の科目に計上し、収入は第9類の科目に計上する。
 - 第6類と第7類は、その内容に応じて直接費および間接費を計上するために用いられることがある。これらの科目は必ず用いなければならないというのではなく、使用の可否や使用方法については、各法人の判断に委ねられる。
- また、各科目区分の中で、業務の状況に適した形で柔軟に勘定科目名を選択できる。
- 法人は、会計方針を記載した書類と科目一覧表を作成しなければならない。(なお、通常税務当局は、初めにこれらの書類に目を通して、当該法人の会計方針や会計方法を把握する。)
 - 過去2年間の平均売上高が10百万フォリントを超える場合、監査専門資格取得者あるいは経理専門資格取得者による財務諸表作成が義務付けられている
 - IFRSに基づき、個別財務諸表・連結財務諸表を作成する場合、その作成責任者は、国際財務報告基準に関する特別の資格者認定を取得していなければならない。
- 刑法は、会計法及びそれに基づき適用された規定に記載された文章要件、会計帳簿、年次報告に違反した場合の罰則を定めている。違反により、真実かつ公正な開示に影響を及ぼす重要な誤謬を生じさせた場合には最大3年、一定の会社の場合には最大8年の禁固刑が処される。

刑法上、重要な誤謬と判断される金額(利益及び損失、純資産に与える影響額)は、次のとおり。

- 誤謬が生じた年度の売上高および誤謬が生じた年度末の総資産の20%を超える金額
- もしくは、500百万フォロント超

5.4. 財務報告



すべての法人は、各事業年度の終了後に財務諸表を作成する義務がある。財務諸表は、当該法人とその代表者が責任をもって作成する。

財務諸表の様式は組織の規模により異なり、一定の場合には作成方法も異なる。次のような様式により財務諸表が、作成されることになる。

- 年次報告書
- 2種類の簡易年次報告書(通常もしくは小企業用)
- 連結年次報告書

いわゆる「登記前法人」(定款の署名は済んだが登記裁判所の登記を受けていない会社)については、設立から法人格取得までの期間を対象とする形で、別途、財務諸表を作成・公告しなければならないこの場合、期末日は法人格取得日となる。ただし、登記前法人が登記前の期間において事業活動を行っておらず、法人格取得日が初年度の期末日より早い場合には、別途登記前法人の期間の財務諸表を作成する必要はない。

年次報告書

原則として、会社は年次報告書の作成が義務づけられている。年次報告書は、貸借対照表、損益計算書および付属書類(採用した会計方針の概要、注記およびキャッシュフロー計算書など)から構成される。年次報告書に加え、事業報告書の作成が義務づけられている。

貸借対照表と損益計算書は、それぞれ所定の開示方法に沿ってハンガリー語で作成しなければならない(ハンガリー語以外の言語も表記可能)、単位は1千フォロントまたは1百万フォロントで表記する(フォロント以外の通貨を表記に使用する場合は例外については、「会計記帳」を参照)。

貸借対照表や損益計算書の開示内容は、帳簿記録にもとづき、裏付けられたものでなければならない。前期の金額も比較情報として記載する必要がある。

貸借対照表及び損益計算書に関する所定の様式は、EU指令の様式に準拠している。

損益計算書については、科目形式は総原価方式か売上原価方式のいずれかを選択することができる。会計法は、ビジネスの実態を最も適切に表示する方法を採用することを認めている。

付属書類には、財政状態や経営成績を適切かつ公正に開示するうえで必要となる追加情報が含まれる。具体的には、貸借対照表、損益計算書やキャッシュフロー計算書で採用した会計方針の説明などがあげられる。

キャッシュ・フロー計算書は、年次報告書の付属書類の一部として作成さなくてはならない。

事業報告書では、財務諸表に記載された財務状態に関する経営者のコメントを記載する。

欧州経済領域において、流通可能な証券を発行している企業の事業報告書では、企業のコーポレートガバナンス方針や非財務情報(環境保護方針、社会方針、雇用方針、汚職・贈賄に対する方針)などを記載することが求められる。

IFRSに準拠して作成された年次報告書

欧州経済領域の市場で流通可能な証券を発行している企業、銀行、銀行と同様の健全性規制の対象となる金融企業は、IFRSに準拠して年次報告書を作成することが求められる。

上記のほか、次に掲げる企業(一部の例外あり)は、IFRSに準拠して年次報告書を作成することが認められている。

- その最終親会社または中間親会社が、IFRSに準拠して連結財務諸表を作成している企業
- 保険会社
- ハンガリー国立銀行の監督対象企業
- 会計監査義務のある企業
- 外国企業の支店

IFRSを適用する企業は、その適用前に次に記載の事項に関する監査報告書を手しなくてはならない。

- IFRSに関する認定を有する者が、財務報告を作成すること
- IFRSに関する会計方針を整備していること
- IFRSに準拠した移行日現在の貸借対照表を作成していること

IFRSを適用する場合、少なくとも移行日(IFRSを適用開始する会計年度の開始日)の30日前に原則として、税務当局に通知する必要があります。必要な場合には、ハンガリー国立銀行にも通知しなくてはならない。
前出の監査人による報告書をその通知の際に、添付しなくてはならない。

IFRSを適用した企業は、文書化、棚卸、保管、公告、監査などの事項について、IFRSに記載のない事項については、会計法に従う。

IFRSを初めて適用する場合、その企業は、たとえIFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」上の初度適用者に該当しなくとも、IFRS1号に準拠し、移行による影響を開示しなくてはならない。

IFRSを適用した企業に対し、会計法は追加の開示を要求している。
年次報告書の付属明細書において、会計法に基づく資本とIFRSに基づく資本の差異調整を記載することになる。IFRSを適用した企業はまた、会計法に従った事業報告も作成しなくてはならない。

IFRSに準拠して作成された年次報告書は、課税所得計算の基礎となる。

簡易年次報告書

過去2年間に、下記に詳述する3つの基準のうち、いずれか2つを満たす場合には、簡易年次報告書を作成することができる。

- 事業年度末時点の総資産額が12億フォロント未満
- 年間純売上高が24億フォロント未満
- 年間平均従業員数が50名未満

株式公開会社、親会社、公益事業体、市場にて証券が取引されている会社(取引に関する認可待ちの企業を含む)は、簡易年次報告書の作成は認められていない。
子会社、すなわち親会社ではない企業は、その親会社自身が連結財務諸表作成のために必要な情報を別途準備可能である場合には、子会社自身の財務諸表として簡易年次報告書を作成することができる。

簡易年次報告書は、特定科目のみを示した簡易版の貸借対照表および損益計算書と簡易版の付属書類(たとえば、キャッシュフロー計算書や、有形・無形資産変動明細書を含める必要はない)から構成される。
簡易年次報告書を作成する場合、事業報告書の作成は不要である。

さらに、過去2年間に下記の3つの基準のうち2つを満たしている会社は、小規模企業向け簡易年次報告書に関する政令(2012年第398号)における簡易年次報告書の作成が認められる。

- 事業年度末時点の総資産額が1億フォロント未満
- 年間純売上高が2億フォロント未満
- 年間平均従業員数が10名未満

対象となる会社は、貸借対照表および損益計算書のみを作成すれば良く、附属明細書の作成は不要である。さらに、資産の減損、公正価値評価等のその他特定の基準の適用から除外され得る。小規模企業向け簡易年次報告書では、そのフレームワークの遵守が求められる(つまり、適用要件からの逸脱は、認められていない)。

連結年次報告書

子会社に対する持株比率が過半数である、あるいは子会社に対して支配力を有している会社は、過去2年間ににおいて下記基準のうち2つを満たしている場合を除いて、年次報告書に加え、連結年次報告書を作成しなければならない。

- グループの総資産額(単純合算)が60億フォロント未満
- グループの年間純売上高(単純合算)が120億フォロント未満
- グループ全体の従業員数が250名未満

この免除措置は、銀行その他の金融機関、保険会社、社債・株券が市場にて取引されている会社、連結している子会社の社債・株券が市場にて取引されている親会社には適用されない(なお、社債・株券の取引に関する認可待ちの企業を含む)。

1社あるいは複数の子会社を保有する親会社に該当する場合であっても、親会社であるハンガリー法人自身が、会計法またはEUの関連法規にもとづいて連結年次報告書を作成する義務を負っている会社の子会社である場合(かつ、その連結年次報告書に当該ハンガリー法人たる親会社と子会社が含まれている場合)は、連結年次報告書を作成する義務を負わない。
ただし、当然ながら当該ハンガリー法人自身の証券が市場にて取引される場合(取引に関する認可待ちを含む)には、この免除措置は適用されない。

なお、連結財務諸表の作成が免除されているハンガリー親会社は、当該会社の親会社の連結財務諸表のハンガリー語による翻訳を、当該会社の親会社の決算承認日から60日以内に公告しなければならない。

連結財務諸表は、当該連結グループと第三者との間の取引を適切かつ公正に表記する必要があり、グループ内の取引やそれに関する取引残高は連結財務諸表の作成過程で一切消去される。

連結年次報告書は、連結貸借対照表、連結損益計算書および付属書類から構成される。連結事業報告書の作成も義務づけられている。

上場会社は、IFRSにもとづいて連結年次報告書を作成、表示しなければならない。なお、上場会社以外は義務ではないが、IFRSに従った連結年次報告書の作成および公告も可能である。

IFRSに従って年次報告書を作成し、会計法に従って連結年次報告書を作成する必要がある親会社は、IFRSにもとづいて連結年次報告書を作成して公告する必要がある。IFRSに準拠する連結年次報告書に関連して、会計法は別途追加の開示を要求する。

他の会社に対する支配力を有している、重要な影響を有している、あるいは他の会社との共同で支配しているものの、連結決算書の作成が免除されている会社においては、当該他の会社への投資勘定は取得原価で計上され、減損損失の計上がある場合には減損損失反映後の取得原価で評価される。当該他の会社からの配当金については、収益として計上される。期末貸借対照表上当該投資は原価と時価のいずれか低いほうで評価される。投資に対する評価損は損益計算書の財務費用として表示される。

5.5. 財務諸表作成のための 会計基準

会計基準

通常、取引は取得原価基準で計上し、物価変動会計は認められていない。したがって、資産の全般的再評価が認められるのは、例外的な状況に限られている(合併の場合または有限会社から株式会社に法人形態を変更した場合など)。現物出資は定款に記載の評価額で計上される。

外貨換算

外貨建取引は、通常、取引日時点の為替レートで計上しなければならない。この金額とその後の現金決済額に差が生じた場合には、財務費用もしくは財務収益として計上しなければならない。

期末時点における外貨建貨幣性資産負債(投資有価証券を含む)は、期末時点の為替レートで評価する。期末時点の評価により未実現の為替差益および為替差損が生じた場合、通常それらは純額で損益計算書に計上される。

適用される為替レートは、指定した金融機関、ハンガリー国立銀行の公式為替レート、または欧州中央銀行のうちから会社が選択した機関の仲値を使用する。

資産の取得を目的とする外貨建借入に対する未実現為替差損に関しては、特別規定が設けられている。借入額は期末時点の為替レートで貸借対照表に計上されるが、未実現為替差損は繰延処理を行い、借入返済期間にわたり年度按分で費用計上できる。



過去に繰延処理が行われた借入れの一部または全部が返済された場合や資産が売却・処分された場合には、対応する未実現為替差損が認識され、それらの収益・費用に反映されることになる。なお、借入れから未実現の為替差益が生じている場合、繰越額と相殺しなければならない。

固定資産

有形固定資産と一部の無形固定資産は、減価償却累計額および減損損失控除後の金額で計上でき、また、再評価額で計上することも可能である。有形固定資産や使用権等の取得または建設に直接起因する借入費用(為替換算差額を含む)は、その資産の取得原価の一部として資産計上される。再評価を行った場合、同種の全資産の再評価をする必要はない。



建設仮勘定、債券、運用目的の投資として保有するその他の有価証券、のれん、資産計上した創立費、事業再編費用および開発費については、評価替えによる簿価の増加は認められない。資産の再評価額は年1回、見直しを行われなければならない。

資産再評価額が簿価を上回る場合、評価差益は資本の部で直接認識し、再評価差額金として別枠で表記しなければならない。その後、再評価差額金を調整する場合、再評価差額金に直接計上し、損益勘定で認識する減価償却費は、残存価額控除後の取得原価をもとに計算する。一方で、資産の再評価額が簿価を下回る場合、評価損は特別減価償却として損益勘定に計上しなければならない。

大半の資産(土地、事業の用に供していない資産、芸術品、使用によって価値が減少しない資産以外の資産)の償却可能価額は、経営者が判断した見積耐用年数にわたり償却しなければならない。

貸借対照表の作成に関して、決算日時点で固定資産(有価証券や株式を含む)の簿価が恒常的に市場価格を下回る場合、資産の評価額に市場価格を反映させるため、減損損失を計上する必要がある。

減損損失は、その後市場価格が上昇したために減損処理が必要でなくなった場合、その戻入れを行わなければならない(「のれん」の場合は、除く)。

ファイナンス・リース取引により取得した資産は、資産計上しなければならない。ただし、会計法におけるファイナンス・リースの定義はIFRSの定義より範囲が狭く、ハンガリー国内におけるリース契約の大半は会計法に照らすと、オペレーティング・リースの位置づけになる。

開発費・設立費および再編費用は資産計上を行い、最長5年間にわたり償却することができる(ただし、その義務はない)。開発費の資産計上の要件は、IFRSほど厳しいものではない。

企業が別の企業の持分を取得する場合、個別財務諸表においては「のれん」または「負ののれん」は、計上されない。

企業がある企業の個々の資産・負債を取得する(たとえば、事業譲受)場合にのみ、「のれん」または「負ののれん」が計上される。一定の条件を満たす場合には、子会社が親会社と合併する場合に、「のれん」が計上されることもある。

見積償却年数の見積りが困難な場合、「のれん」は一般的に5年から10年で償却される。

「負ののれん」は、繰延を行い、獲得日から5年から10年にかけてその他の収益として償却計上される。

棚卸資産

棚卸資産は、原価または正味実現可能価額のうち、いずれか低い金額で評価される。原価は、先入先出法か平均原価法に従い算定する。

価値が減少した場合には、評価額が正味実現可能価額となるまで棚卸資産の評価損を計上しなければならないが、評価損計上以外の方法として、引当金の計上を行うこと(滞留在庫に関する引当金など)は認められない。

その後、正味実現可能価額価格が上昇したため、評価損計上が必要でなくなった場合には、評価損の戻入処理を行う。

有価証券

長期有価証券(満期日が1年を超えるもの)は、取得原価にて評価する。ただし、貸借対照表の作成日時点で、市場価格が1年以上にわたり原価を大幅に下回っている場合にはこの限りではない。

(参考:「金融商品」の代替的評価方法)

IFRSと異なり、自己株式は資産として貸借対照表に計上される。

資本

ある種の繰延費用や将来の負債に備え、分配不能な別途積立金を資本の部に設けなければならない。

配当金の支払後の資本の部合計額(分配不能な積立金を除く)が登記資本金以上となる場合に限り、配当可能である。

負債

負債は、請求書や、契約書、もしくはその他の書類により裏づけられている場合に限り計上することができる。

借入金は、元本額から既に返済した額を控除した額で評価される。

資産コストの一部として資産計上されなかった借入金に係る直接的費用は、繰延費用処理することができる。

繰延費用は、元本返済までの期間にわたり損益認識される。

引当金

特定の種類の負債(法的効力のある保証(製品保証費等)、偶発債務、コミットメント、早期退職年金もしくは退職手当、環境保護義務など)については引当てを行う必要がある。

また、発生の可能性が高いと見込まれるものや、確実に見積ることが可能なその他の損失についても、引当金を計上することができる。

前述のように、棚卸資産に関する引当金の計上は認められない。(ただし、評価損の計上は認められている)。

繰延税金資産・負債

繰延税金資産・負債は、個別財務諸表では認識されない。

繰延税金資産・負債は、関係会社間取引が消去された後に作成された連結財務諸表と個別財務諸表における税金費用の差異として認識される(これはIFRSの概念と異なっている)。

損益計算書の表示

総額表示の原則(グロスアップ)が適用される。総額表示の原則とは、関連する損益勘定において分離して表記することをいう。たとえば、固定資産の売却額や過年度の減損の戻入額は、「その他の収益」の項目に計上するが、売却された固定資産の簿価や当期末時点の評価損計上の合計額は、「その他の費用」の項目に計上される。

貸借対照表の作成日後に(年次株主総会や出資者総会において)承認を受けた配当については、配当決議日に利益剰余金の控除され、負債に認識される。同様に、受取配当金は、配当に関する決議が行われた会計年度に収益として認識される。

収益

商品及びサービスの販売取引は、収益と認識され、一般的に、その販売対価から請求書発行済みの値引額と付加価値税を控除した額で測定される。請求書未発行の顧客レポートは、その他費用として認識される。

収益認識と測定の原則は、IFRS15号と相違するため、収益認識の時期も相違する。



特別損益項目

損益計算書上、特別損益は別区分の項目として表示されない。

過年度の重要な誤謬

過年度の重要な誤謬が明らかになった場合、期首の利益剰余金を直接調整して、財務諸表に別欄を設けて表示しなければならない。

重要とみなされる金額は会社の判断に委ねられているが、当該年度の資産総額の2%、あるいは1百万フォロントのうち、いずれか高い金額を上回ってはならない。

また、この金額が、IFRSで「重要」とみなされる水準を下回る場合もある。重要な誤謬の定義、および重要な誤謬の総額の算定方法を定めた詳細な規定が設けられている。なお、誤謬については純額表示してはならない。

金融商品

金融商品の時価評価やヘッジ会計を選択、適用することができる。

時価評価を適用する場合、金融商品の分類や認識要件はIAS第32号やIAS第39号に同様のものとなる。ただし、たとえば、測定の間では相違点も存在する。

そのため、金融資産の分類と測定の要件は、IFRS 9号の要件とは異なる。IAS 第39号と比較しIFRS 9号によって実施された変更を反映するための会計法の修正は予定されていない。

開示

ハンガリーの開示要件はIFRSに比べて限定的である。例えば、ハンガリー会計法では1株当たり利益やセグメント情報の財務諸表における開示は要求されていない。



5.6. 財務諸表の提出 と公告



商業登記されているすべての法人は、単式簿記もしくは複式簿記により会計帳簿を作成し年次報告書(必要な場合は、監査報告書添付)を、貸借対照表日から5ヶ月以内に公告する必要がある。

特定の場合(例:法的形態の変更を行った場合、合併した場合)、提出期限は90日以内に短縮される。会社代表者は、年次報告書に署名しなくてはならない。また、監査が必要な場合には、監査報告書を添付し、あわせて、税引後利益の処分案も盛り込む必要がある。事業報告書は、提出の義務はないが、当該会社の本社で閲覧できるようにしておく必要がある。

連結年次報告書は、貸借対照表日から6ヶ月以内に提出する必要がある。ハンガリー企業の多くは、依然として年次報告書を主要な報告書として取り扱い連結年次報告書の作成と公告に重きを置いていない傾向にある。

ブタペスト証券取引所に上場する企業は、期末から4ヶ月以内に監査済みの単体および連結財務諸表を公表しなければならない。

年次報告書等の提出及び公告義務は、司法省企業情報局へ電子提出することにより、満たされる。

IFRSに準拠して財務報告を行う公益事業体は、ウェブサイトにて年次報告書、連結年次報告書および事業報告書を開示する必要がある。

外国法人がEU内に設立されている場合、またはEU外の国に設立されている場合であっても、その国の報告書作成、監査、保管および公告に関する規則がEUの関連規則と整合する場合には、外国法人のハンガリー支店は、年次報告書を公告する必要はない。

そのような外国法人の年次報告書は、承認後60日以内にハンガリー語に翻訳の上60日以内に提出、公告しなければならない。金融機関の支店は、さらに、業務に関する集計データの一部について、追加の提出が求められる。

上記要件を満たしている支店は、税務当局に対応できるように、会計法及び関連基準に準拠して作成された年次報告書を適時に利用可能な状態にしていなければならない。

5.7. 会計監査



原則として、複式簿記により帳簿を作成するすべての会社(外国法人の支店を含む)は、会計監査人を選任しなければならない。通常、会計監査人は会社設立時に選任され、その後、前年度決算の承認が行われる株主総会ごとに再任される。

中小企業には会計監査の免除措置が設けられており、下記条件の両方を同時に2年間満たす場合、会計監査人の選任は不要となる。

- 過去2年間の年間平均売上が300百万フォロント未満
- 過去2年間の年間平均従業員が50名未満の会社の場合

上記免除措置については、外国法人の支店、連結子会社、銀行、保険会社および公益事業体は対象外であり、これらはすべて会計監査を受けなければならない。ただし、外国法人の支店(金融機関、保険会社の支店はのぞく)であっても、その外国法人がEU内に設立されている場合、またはEU外の国に設立されている場合であっても、その国の報告書作成、監査、保管および公告に関する規則がEUの関連規則と整合する場合には、会計監査人の選任は不要となる。



租税に関する法律に定義される「未払いの租税債務を有する会社」-事業年度末時点で10百万フォロント以上の税金支払が遅延(60日以上)している会社は、翌年度において上記免除措置の適用を受けられず、会計監査を受ける必要がある。

会計監査人は、ハンガリー公認会計士協会に登録されている個人または監査法人(登録監査人)でなければならない。監査法人が会計監査人に選任されている場合、当該監査法人に所属している登録監査人を監査責任者に指名し、監査報告書には当該登録監査人が署名しなければならない。

IFRSに基づいて、年次報告書または連結年次報告書を作成する会社は、IFRSの監査資格認定を受けた監査人または監査法人を選任しなければならない。KPMGハンガリーは、この資格認定を保有する。

銀行、投資ファンド、証券会社、保険会社および年金基金の監査報告書に署名する場合は、特定の認可を受けた監査人または監査法人でなければならない。KPMGハンガリーは、この認可を保有する。

会計法における監査の目的は、年次報告書、連結年次報告書(または簡易報告書)が会計法にもとづいて作成されている点を確認し、会社の財政状態および経営成績が会計法に準拠した形で適正かつ公正な形で示されている点を確認することである。

会計監査人は、監査の過程において、事実関係の情報提供を会社に求めることができる。監査の過程で知り得た事実関係や情報について、会計監査人は守秘義務が課されている。債務履行に悪影響をもたらす純資産の変化、経営者や監査役会の責任に関わる状況などが発生する場合には、株主が適切な判断を行えるように、会計監査人は経営者に適切な対応をとるよう要求しなくてはならない。会計監査人は、自らが監査を実施した財務諸表の承認が行われる株主総会に同席しなければならない。

登録監査人、会計士協会、監査公共監督機関については2007年法律第75号に規定されている。この法律は、会計士協会が監査公共監督機関の監督の下で特定の責任を果たすことを認めている。

これらの責任には、監査人登録、規制、品質レビュー、国内監査基準の策定、税法の要求を含むIFRSの会計処理に関する声明が含まれる。

会計士協会は、監査の基準として、国際監査基準("ISAs")を採用している。すべての監査人がこれに完全に準拠することになっている(ハンガリー固有の事項に応じる必要があるため、採用されている)。公益事業体に監査を行っている監査人・監査法人は監査公共監督機関の品質レビューを受ける。

5.8. その他



次に記載する事業体には、特別の規制が設けられている。

銀行とその他の金融機関は、信用機関と金融企業に関する法律2013年第27号および関連法の規制を受ける。

特別な会計規則により、銀行は、貸借対照表に計上されていないコミットメントや偶発事象に関連するリスクに対応するための準備金を設定する必要がある。

信用リスク、カントリーリスク及び投資リスク等のその他のリスクを貸借対照表日現在の関連資産の評価に反映する必要がある。(たとえば、資産評価性引当金の計上)

保険会社は、保険事業に関する法律2014年第88号の規制を受ける。

証券会社は、資本市場に関する法律2001年第120号の規制を受ける。証券会社は、ブダペスト証券取引所によって策定された規制も遵守する必要がある。

投資ファンドは、集団投資組織およびその運営に関する法律2014年第16号の規制を受ける。

6.

税制

6.1. 法人税	54
6.2. 地方税	61
6.3. 技術革新税	61
6.4. 個人所得税	61
6.5. 社会保険税及び 社会保険料	62
6.6. リハビリテーション基金 への拠出金	63
6.7. 職業訓練基金 への拠出金	63
6.8. 付加価値税	63
6.9. 関税	66
6.10. 物品税	68
6.11. 不動産等譲渡税	68



税制



6.1. 法人税



ハンガリーの税務上の居住者である有限責任会社また無制限責任会社は、ハンガリーの法人税の納税者、ハンガリーの法人税法の規定の対象となる。

法人が稼得した利益に関する基本原則は、法人税法の中で詳細に規定されている。ただし、一般的には納税義務者の税引前利益が法人税の課税所得のベースとなり、一定の項目は調整計算される(たとえば、損金不算入費用や益金不算入収益)。

現行の規定では、2017年より税率9%に固定されている。

2007年7月より、法人の税引前利益と課税所得のいずれか高い金額が、いわゆる最低所得基準額に達していない場合には、次のいずれかの方法を選択しなくてはならない。

1. 通常の法人所得税申告書に費用構成に関する別表を添付して申告する。これらの申告書類に基づいて、ハンガリー税務当局は税務調査の対象法人を選定することになる。専門のリスク分析ソフトウェアを使用して、収益の隠蔽もしくは費用の架空計上により、その事業活動からの収益が過少もしくは損失の結果となっている可能性があると疑われる調査対象法人を選別する。

調査の過程においては、法人は税務当局による調査に対して協力をし、その計上した費用が事業活動に関連して発生したということを証明しなければならない。税務当局には調査に基づいて税額を賦課決定する権限が与えられている。

2. 最低所得基準額を課税所得とみなして、これを基に法人所得税額を計算して納付する方法

最低所得基準額は、法人税法に規定する加減算項目に基づく調整後の総収入額(利益)の2%とされている。

2015年以降、減算項目の数は大幅に削減された。その結果、最低所得基準額は、総収入額のほぼ2%に等しくなる。

2006年1月1日以降、ハンガリーにおいては配当金に対する源泉徴収課税が行われない。この結果、ハンガリー子会社からEU内の親会社に対して支払われた配当金に関しては、EUが定める「親子会社に関する税務指針」とは関係なく、源泉所得課税が行われないことになっている。

グループ法人税

2019年1月1日から、法人税にグループ法人税制度が導入された。議決権ベースで少なくとも75%を直接保有するハンガリー税務上の法人居住者同士、もしくは間接的に保有するハンガリー税務上の法人居住者同士に、この制度は適用可能である。なお、前述の法人居住者には、ハンガリー国内に有効な営業拠点をもち税務上の居住者として扱われる個人、外国法人の恒久的施設を含む。

グループ法人税は、貸借対照表日が同じ納税者が選択適用することができる。さらに、これらの法人の財務報告は、会計法第3章に従って作成されるか、もしくはIFRSに従って作成されることとされる。

グループ法人税の登録は、会計期間が暦年と同じ場合、毎年11月1日から20日までにしなくてはならない。

グループ法人税の対象企業は、毎年、それぞれが別々の納税者のように課税所得を計算しなくてはならない。グループ法人税の対象企業は、毎年、税務申告書と同様の独立した課税所得計算書を税務当局に提出することとなっている。

グループ法人税対象企業の代表企業は、グループ法人税申告書を提出する義務を負う。グループ課税所得は、対象企業のそれぞれの課税所得の合計である。

なお、一定の制限の下、前年度から繰越された欠損金と当年度に発生した対象企業の個別欠損金をグループ課税所得から控除できる。

グループは、税額控除の観点から、独立した課税対象者として取り扱われる。税額控除に関する適用要件が、グループ法人税の対象企業のうち、ある企業に満たされた場合のみ、税額控除を適用することができる。

グループ法人税制における法人税率は9%のままである。申告年度の納税額は、個々に計算された課税所得の割合に応じてグループ法人税の対象企業に按分される。

グループ法人税の各対象企業は、グループ法人税の対象期間において、その他のグループ法人税対象企業の納税義務の履行について、連帯責任を負う。

課税所得の算定

課税所得は、法人の財務諸表に記載された税引前利益を基礎とし、これに法人税法に規定する加算および減算項目を調整して算出する。

法人税法では、下記の項目の取扱いに関して特別な規定を設けている。

- 非事業関連費用
- 開発積立金・引当金
- 減価償却費
- 評価損
- 貸倒損失
- 利子制限規則(かつての過少資本税制)
- 研究開発費
- 登録無形資産
- 不動産の売却
- 移転価格税制
- 欠損金の繰越
- ロイヤリティ
- 資本参加免税
- スタートアップ企業への投資

非事業関連費用

一般的に、事業活動に関連して発生したものとみなされない費用は、法人所得税の計算上、損金に算入されない。法人税法では、事業に関連して発生したとみなされず、損金算入できない費用および支出の一覧を定めている。

なお、200千フォリントを超えるサービスについてはすべて文書化され、その内容について吟味のうえ、それが事業遂行目的のものであるかどうか証明できるようにしておかなければならない。前述のとおり、損金算入されるためには、費用は通常の事業活動中に発生したものでなければならない。

2007年1月1日以降、欠損金填補目的で増資を行った直後に当該増資を行った投資勘定を評価減した場合には、当該評価減は税務上損金算入できないことになっている。

無償で提供された商品、サービス、金融資産等(但し、付加価値税法における試作品提供に関する例外規定有り)は、その受領者が、外国人である個人、事業活動地がハンガリー国内にない法人、またはその受領者の税引前利益がプラスになるであろうことが記載されている申告書を有しない法人でない限り、たとえ領収証がない場合でも、事業遂行のために生じた費用として認められる。

開発積立金、引当金

法人は、開発積立金の積立額について、積立の翌事業年度以後4年間のうちに資本的支出のために用いられることが見込まれる金額を、税引前利益の50%かつ500百万フォロントを限度として、損金に算入することが認められている。
ただし、開発積立金については、投資、もしくは会計上減価償却の対象とならない資産(例えば、土地など)の購入のために用いることは認められない。
なお、2008年12月31日時点の法人の財務諸表に記載されていた開発積立金については、6年間のうちに使用することが認められている。

積立金により資産を取得した場合には、損金の重複計上にならないように、その取得した資産の取得価額(簿価)をその開発積立金の金額によって圧縮する必要がある。

開発積立金に積み立てられた金額は、利益剰余金から使用目的の制限された積立金勘定に移されるため、法人の配当可能利益は減少することになる。



また、その使用期日までに実際にその積立目的のための使用に充てられなかった部分の金額に係る法人所得税については、不履行に係るペナルティと併せて納付する必要がある。

減価償却費

事業の用に供されていない未稼働資産もしくはまだ建設中の固定資産に係る減価償却費の計上は認められていない。

会計法上は、個々の資産の見積耐用年数に基づく償却率を設定することが求められている。

正確に条文の記載を述べると「減価償却費は、個々の資産の用途、見積使用期間、その使用に伴う物理的劣化および陳腐化、さらにその事業者の営む事業特有の状況を踏まえて算出する」とされており、算定基準には、物理的な使用見積年数だけでなく、経済的な使用見積年数も含まれていることが分かる。

法人税法上は、法人税法に規定する償却率を用いて算定した減価償却費が損金算入額となる。

現行の法人税法に規定する主な償却率の上限は以下のとおりである。

機械装置及び器具備品	14,5%
コンピュータ	33%
車両	20%
建物	2% / 3% / 6% (建物の種類による)
無形資産	利用可能期間
リース資産: リース建物 リース建物に付属する設備およびその他の有形リース資産	5% 30%

以下の資産に関して、法人税法は早期償却を認めている。

- 一般的なIT機器並びに専ら映画および映像製作のために供される機材には、50%の償却率が認められる。
- 2003年以降に取得もしくは自家製作された新規の有形資産(通常の償却率が33%もしくは14.5%のもの)には、50%の償却率が認められる。なお、無形資産および資産計上された開発費に対しても同様の規定を適用可能。

2012年以降、法人所得税法に定められた償却率よりも低い償却率を適用して減価償却費を計算することが認められている。ただし、この場合であっても、税法上の減価償却費が会計上の減価償却費を下回することはできない。

2015年から、法律実務の原則に従って基づいてのれんの会計処理及び償却が行われている場合には、税務上も当該のれんについて年10%の償却が認められるようになった。

貸倒損失

債権償却のために計上された費用は、それが会計上回収不能債権としてみなされない限り、法人所得税法上も損金算入できない。なお、365日以内に回収されなかった未回収債権の20%相当額は、その損失計上額までは回収不能とみなされる。

ただし、関連当事者に対して債権放棄した場合の費用は、税務上損金算入が認められない。

利子制限規則 (かつての過少資本税制)

2019年1月1日より、EU指令に対応する形で、新しい利子制限規則が、かつての過少資本税制に取って代わることになった。

新しい規則では、課税所得(下記に従って計算されたもの)の30%もしくは939,810千フォリントを上限として、借入コストは控除されることになる。

利子制限額算定のための課税所得の増加項目は、以下のとおり。

- (損益計算書に計上された)借入コストの超過額
- 税務上の減価償却費
- 当年度に使用される前年の損金不算入利子額

利子制限額算定のための課税所得の減少項目は、以下のとおり。

- 損金算入できない借入コストの超過額

前述のHUF 939,810千フォリントの上限は、グループ法人税企業にグループ単位で適用される。したがって、各グループ法人税対象企業は、個々の課税所得を計算するにあたって、この上限額を全体で発生した借入コスト超過額と比較して、自らの借入コスト超過額を検討することになる。

借入コストには、負債に係る利子、資金調達に関連して発生する実質的に利子とみなされる費用を含む。

指令の要求に準拠するため、2016年6月17日以降に締結された契約もしくは修正された契約について、前述の規定は適用される。

借入コスト超過額のうち、発生年度の課税所得を控除できなかった部分は、翌年度以降に繰り越すことができる。繰越される借入コスト超過額は、5年間繰越し可能であり、発生年度順に従って使用される。

繰越欠損金の控除限度額は、課税所得の50%までに制限されているが、その制限額は利子控除に関する調整前の課税所得に基づいて計算される。

ただし、これらの規則は、特定の法定資本要件が求められる法人、保険会社、銀行及びその他の金融事業には適用されない。

研究開発費

自社の研究開発活動に係る直接的な費用が損金算入の対象として認められている。

なお、研究開発活動が、高等教育機関、ハンガリー科学アカデミー、もしくは共同出資研究機関との契約に基づいて行われている場合には、その研究開発費用について、50百万フォリントを上限として三重の控除が認められている。

この規定は、政府運営の研究機関、国に直接的または間接的に所有されている研究機関との契約に基づいて行われている場合にも適用される。

なお、政府からの助成金を受けた研究開発活動に関しては、その助成金の範囲内で一回の控除のみ認められる。

研究開発費がそれぞれの関連当事者の事業活動に関連する場合、一方の関連当事者が自身の研究開発活動の枠組みの中で実施した研究開発プロジェクトの直接費用は、他方の関連当事者の課税所得計算において、控除することができる。

研究開発活動に関する直接的な費用であっても、それがその法人の営む事業活動に関連して生じたものでない場合には、非事業関連費用として取り扱われる点に留意を要する。

2014年以降、関連当事者が行った研究開発活動の直接費用も控除可能である。ただし、法人は、関連当事者がその研究開発費によって関連当事者自身の課税所得を減らさず、研究開発活動が法人の事業活動に関連するものであることを記載した証明書を関連当事者に発行してもらい、所持する必要がある。

知的財産局は、法人からの申請に応じて、税務上定義される研究開発活動に該当するものであるかどうかの証明書を発行する。(特定の案件事項に対する税務当局による法的拘束制度と同等の効力を有する)。この証明書は税額控除に利用可能であり、研究開発活動の内容を証明するものである。また、税務当局が知的財産局に照会を行う場合もある。

移転価格税制

移転価格税制は、税務当局に対し、その法人が行う関連者との取引が独立企業間原則(Arm's Length)を満たしていない場合に、その課税所得金額を調整する権限を認めるものである。現行法制度では、公正市場価格(独立企業間価格)の算定方法だけでなく、これらの算定方法が適用されるべき状況についても規定されている。また、法人には、法令に規定されている方法では公正市場価格を算定することが不可能であることを証明でき、かつ、代替的な算定方法がこの規定の目的に即している場合には、その代替的な算定方法により公正市場価格を計算することが認められている。なお、ハンガリーではOECDにおける移転価格税制原則が一般的に採用されている。

この移転価格税制は、現物出資、減資、法人を解散する際の残余財産の現物分配および現物配当が当該法人の過半数の株主を保有している株主に対して行われる場合のこれらの取引に対しても適用される。

政府により直接もしくは間接的に所有されている場合を除き、法人は、2012年時点の部分的に改正が加えられた現行法令に基づいて、移転価格に関する詳細を説明した文書を作成する義務を有している。

これは法人税の確定申告書の提出期限までに作成されなければならない。なお、この文書自体は法人税申告書に添付して提出する必要はないが、その後実施される税務当局による税務調査があった際に即座に提示できるよう準備しておく必要がある。

2007年1月1日以降、独立企業間価格の算定プロセスに関して、法的拘束力をもつ義務と同等の法的な枠組みとして、事前確認制度 (APA : Advance-pricing Agreement) が設けられている。このプロセスにおいて、将来行われる関連者間取引に関して、税務当局は、あらかじめ独立企業間価格の算定方法、その取引の根底にある事実および状況、さらに可能であれば独立企業間価格もしくはその価格帯を決定しておくことになる。

ハンガリーの法律とEU理事会の決議の調和のため、法人は、低付加価値の企業間サービスに関する簡易文書を作成するか、単独の文書を作成するか、または企業間取引に関するEU移転価格文書を作成するか選択することができる。2012年からはハンガリー語以外に英語、フランス語もしくはドイツ語で移転価格に関する文書を作成することが認められており、税務当局は、法人に対してこれらの外国語で作成された移転価格に関する文書その他の関連文書 (契約書、請求書等) の翻訳を要求することはできなくなっている。

年間合計金額が50万フォリント未満の取引や費用立替取引 (第三者からの請求額をそのまま関係会社に請求する取引) の場合、文書化の対象外取引として認められる。

2015年から関係会社の範囲が拡大され、事業及び財政上の責任者が同じである会社も関連会社となった。

2017年より、法人は他の関連者の宣誓書を所持することとされる。その宣誓書では、前述の関連者が、法人所得税の金額を算定するまたは同等とみなされるその他の税額を算定するにあたっては、差額 (相手国の国内法で規定された公正市場価格に基づき決定される額) を適用していることが記載される。

税源浸食と利益移転 (BEPS) 行動計画に準拠して、EUはまた租税回避対策パッケージ (ATAP) を導入した。そのパッケージで最も重要なものとして国別報告書の協調導入である。

これをベースとして、指令2016/881/EUの採択により、租税実務分野での自動情報交換が必須となった。2017年5月31日に施行された修正により、国別報告書の自動情報交換がハンガリー国内法に導入された。主要な目的は、税務当局間の情報交換を促進させ、これにより移転価格に関する税務調査をサポートしより効果的な調査の実施をすることにある。

提出年度の前年度において750百万ユーロ以上の連結年間売上を獲得した多国籍企業のみが国別報告書の提出を義務付けられている。

グループ法人税制の規定に従い、法人税の課税所得を算定する際には、関連者に適用される移転価格に係る修正は、グループ企業間取引には適用されない。省令により、グループ代表法人が移転価格税制で要求される文書化を実施しなくてはならない。

欠損金の繰越

法改正により、原則として、2015年以降に発生した欠損金は5年しか繰越ができず、2014年以前に発生した欠損金は、2014年12月31日に施行された法律を適用することにより、2030年に開始した事業年度まで使用できる。

現行の法律の下では、2004年以降に発生した損失は、特段の期限の定めなく繰り越すことができる。なお、2009年1月1日以降、欠損金の繰越にあたり税務当局から承認を得る必要はない。

2012年1月1日より欠損金に係る規定が大幅に変更された。

繰越欠損金の控除については、課税所得金額の50%をその控除限度額とする。

組織変更もしくは組織再編の場合、株式の承継元企業 (もしくはその子会社) が、再編後も承継先企業の主たる株主であり、かつ再編後の2年間に、承継事業から収益が生じている場合にのみ、従前の繰越欠損金の利用が認められる。なお、承継先企業が2年以内に事業を清算した場合、もしくは承継元企業の事業が資産管理のみであった場合には、後半の収益に関する要件は適用されない。上記規制は、買収の場合にも適用される。株式の承継元企業が、従来から関係会社 (グループ) でなかった場合には、繰越欠損金の使用は一定の事業基準及び収入基準を満たした場合、もしくは法人が証券取引所に上場されている場合にのみ認められている。

2015年においては、組織再編に伴って引き継いだ欠損金の利用限度額は、法律上の承継先企業が承継元企業から引き継いだ活動から得た収益と、承継元企業が企業再編前の直近3課税年度における同活動から得た収益との比率に基づいて決定される。この規定は、承継元企業の単独の事業活動が資産管理であった場合には、適用されない。2009年の負債に関連して、金融機関は初めて繰越欠損金を利用できた。

法人が過去に研究開発に係る税制優遇を利用している場合には、その損失の一定割合のみが繰越欠損金として認められる場合がある。

グループ法人税に関する規定によると、グループの欠損金はグループ企業の欠損金の合計額である。グループ企業の課税所得合計の最大50%まで欠損金を利用できる。



資本参加免税

ハンガリーに持株会社の設立を誘致することを目的として、ハンガリー法人または外国法人は、その取得から75日以内に税務当局に届出すれば“宣言的資本参加(reported participation)”の適用を受けることができる。この適用を受けた場合、1年以上保有している株式に係るキャピタルゲイン(譲渡所得)に対して法人税は課税されない。

評価損、為替差損益、簿外処理(再編の場合を除く)する際に発生する損失は、法人の課税所得に加算される場合がある。

被支配外国法人(CFC: Controlled Foreign Corporation)への投資と看做される場合は、資本参加免税の適用は認められない。

EU指令に準拠することを目的として、CFCの定義は2019年1月1日に改正された。ただし、基本的考え方は変更されていない。

外国法人および恒常的施設は、単独または共同で国内法人が以下のいずれかに該当し、かつ、外国法人または恒常的施設により支払われる税額が、同じ所得の場合にハンガリーで支払われるであろう税額の半分を下回る場合には被支配外国法人としてみなされる場合がある。

- 直接的または間接的に議決権の50%超の参加権を保有する
- 直接的または間接的に資本の50%超を保有する
- 利益の50%超を受け取る権利を有する

経済的実在性の考え方は、実質協定の考え方に代わられる予定である。

外国法人および恒常的施設は、以下の場合にはCFCとみなされない。

- その収入が実質協定により発生していること(法人により立証される必要がある)
- 会計上の利益が234,952,500フォリントを超えず、かつ非営業収入が24,395,250フォリントを超えない場合
もしくは、会計上の利益が該当年度の営業費用の10%を超えない場合

なお、国際条約に基づき恒常的施設と認定され、それがEEA以外の国に所在し、かつその国とハンガリーが恒常的施設に帰属する所得に対して法人税を免除する国際条約を締結している場合、外国法人の恒常的施設はCFCとみなされない。

法人の課税所得に含まれる収入は、CFCの非正規の協定に基づき承認された(分配された)配当が控除され、CFCの事業年度末日の税引前利益となる。なお、配当は、CFCで収入を獲得するために必要な重要機能の範囲に比例して実施される。

CFCに帰属する収入は、独立企業間原則に準拠して計算される。

外国法人

支店および恒久的施設

外国法人は、ハンガリーで子会社の設立をしない場合、登記裁判所に登記した支店を通じてハンガリー国内で営業を行うことになる。その場合、ハンガリーにおける外国法人の支店は、法人税の納税に関しては、恒久的施設として当該外国法人の本店とは別の納税主体という扱いになる。

投資優遇税制

ハンガリーがEUに加盟したことにより、政府の民間への介入は限定的なものになっている。

開発減税

政府が実施する開発プログラムの枠組みの範囲内で行われる投資に対しては、国家経済省は最長12年間の税制優遇措置を認めている。法人税法において、開発減税として一定の基準を満たす以下の投資については、法人所得税の減免を規定している。

1. 投資金額（現在価値）が5億フォリント以上の中小規模法人による投資案件もしくは特定の地域において、投資金額（現在価値）が10億フォリント以上で以下の要件を満たす場合

- 減税申請後の4年間の平均従業員数（外国恒常的施設の従業員は含まない）が、投資年度以前3年間の平均従業員数を下回らないこと

2. 投資金額（現在価値）が1億フォリント以上の投資案件で下記に該当する場合

- 動物加工食品を生産する既存の食品施設を、食品衛生関連の法令要件に準拠させるプロジェクト（2007年6月1日以降、欧州理事会の承認が必要となっている）
- 独自の環境保護もしくは環境再生プロジェクト
- ブロードバンド、インターネットサービスプロジェクト（2007年6月1日以降、欧州理事会の承認が必要）
- 映画もしくは映像製作
- 基礎研究、応用研究もしくは実験開発に係る投資
- ハンガリーまたは他のEUの証券取引所に上場する株式の増資日から3年以内に行われる投資
- “フリー起業ゾーン”と定義される地域で事業活動を開始するための投資

3. 新規雇用を創出する投資案件

新たな施設の建設や既存施設の拡充、製品や生産技術の大幅改善を伴う場合、減税の優遇措置を活用することができることになる。

減税を受けるには担当大臣に申請書を提出する必要がある。担当大臣は、投資、費用もしくは支出の現在価値が1億ユーロ以上の投資に対して、行政命令の形式で当該優遇措置利用の許可を与える。

現在価値が1億ユーロ未満の場合は、投資の開始前に通知を行うだけでよいこととなっている。なお、2013年から新たな事前手続が必要となっており、投資を開始してから90日以内に、投資の完了予定日を担当大臣に通知しなければならない。

申請が提出された日もしくは再提出の日から90日以内に決定は下されなければならない。この期限は、1度限り、最大60日まで延長されることがある。申請者は、投資開始前に、必要な資料を担当大臣に提出しなくてはならない。

この優遇措置は、最大80%の法人所得税の減税を受けられる点にある。ただし、投資金額や人件費の一定割合を上回ることはできない。この一定割合は業種ごとに異なる。



6.2. 地方税



各地方自治体の裁量により課税することができる地方税がある。

地方事業税

企業は、市町村において恒久的あるいは一時的に行っている事業について、地方事業税を納税しなければならない。一般的に、地方事業税の課税標準は、総売上高から売上原価（商品仕入原価、原材料費）、仲介手数料と外注手数料を控除した残額である。研究開発に直接要した費用もまた全額控除できる。よって、製造業者や販売業者に比べて、サービス業の事業者は、適用される控除措置が極めて限定されており、総収入金額のほぼ全額を課税標準として地方税を算定しなければならない状況となる。

2013年から、課税標準算定に際して売上原価及び仲介手数料の控除限度に関する規定が導入されている。この規定では、純売上高が5億フォロントを超える場合は、その売上高の範囲に従って控除限度額が設定されている。この控除限度額の設定は、利益率が30%未満の企業にとって不利に働く。

なお、法人税法上、関係会社として認められる会社グループに対しては、売上原価及び手数料の合計金額が純売上高合計金額の50%を超える場合には、連結ベースの課税標準の算定方法が導入されている。地方事業税の課税所得を算定する際、関連者に関する純売上高と売上原価は、関連者として存在する期間に応じた按分を考慮しなくてはならない。

税率は最高2%であり、その企業が事業を行っている市町村によっては、これより低い税率が適用される場合もある。なお、企業が複数の市町村にわたってその事業を行っている場合には、その事業活動を行っているすべての市町村に関して地方事業税を納税しなければならない。課税所得は、国外拠点にも配分されるが、地方事業税の対象とはならない。国の法律上は、最低税額については定めていないため各市町村は、地方事業税を賦課するか否か、また、賦課する場合にはその税率について、その裁量によって決定することになる。市町村によっては、現在もまだ地方事業税を課していないところも存在する。また、法令上、例えば、電気通信事業、エネルギー供給事業などの特定の事業活動については、特別の配分ルールが定められている。さらに、各市町村は、その地域に所在する企業により実施された特定の投資に関して、税額控除及び免税を許可することが認められている。

2019年1月1日より、国税庁は地方事業税に関して企業の税務申告書を収集し、その情報を各市町村に転送できることとなった。

REIT（不動産投資信託：Real Estate Investment Trusts）は課税対象業から除外されている。

新たに従業員を雇用した場合には、地方事業税の課税標準を、その新たに雇用した従業員1人当たり1百万フォロント減額することができる（関連会社以外から雇用することが条件となる）。

しかし、その後に従業員数が5%以上減少した場合には、この優遇措置により減額された分の税額を支払わなければならない。

6.3. 技術革新税



会計法の適用を受けるすべての企業に対して、原則として技術革新税の納税義務が課されているが、例外として小規模企業は免除されている。2019年1月1日より、これらの事業体に関して中小企業法のすべての規定を考慮しなくてはならない。グループ企業の特定の情報は、中小企業の判定に関連する。

技術革新税の課税標準は、地方事業税の課税標準から国外恒常的施設に配分された金額を控除した額と同額である。税率は0.3%となっている。

6.4. 個人所得税

税務上の居住者判定

ハンガリー国籍を有する個人（ただし、ハンガリー国内に恒久的もしくは常用的な住居を持たない二重国籍者を除く）、欧州経済地域（EEA）加盟国の居住許可を有する個人でハンガリー国内に183日以上滞在する者、永住権を有する外国人および無国籍者は、ハンガリー国内法の下では、個人所得税の課税上、居住者として取り扱われる。

上記に該当しない自然人の場合、税務上の居住者判定は、まず最初にハンガリー国内に恒久的住居を有するか否か、第二にハンガリー国内に重要な利害関係の起因となる基盤を有するか否か、そして第三に常用的な住居を有するか否かによって判定される。なお、1暦年のうちに183日（入国日及び出国日の双方を含めてカウントをする）以上ハンガリー国内において滞在する個人は、ハンガリー国内に常用的な住居を有するものとみなされる。

183日滞在日数のカウントに関する成文化された適用基準はないが、実務上は、実質滞在日数によるものと理解されている。なお、実質的な滞在の有無について何らかの疑義がある場合には、個人側に滞在日数が183日を超えなかったことを立証する責任が課されている。

非居住者については、ハンガリー国内に源泉のある所得、または二重課税排除のための租税条約もしくは互恵協定に基づいてハンガリーに課税権があるとされる所得に対して課税対象とされる。この場合、非居住者に対しても居住者と同様の課税方法（税率等）が適用される。なお、税務上において、「ハンガリー」とはその国家としてのハンガリーの領域をいう。ハンガリー居住者は、その全世界所得に対して個人所得税の課税対象とされる。

ハンガリー国内に源泉のある所得とは、その所得を生じさせる活動の場所に照らして、特にハンガリー国内にその所得の起因を有するものとされる所得であり、例としては、次のような所得が挙げられる

- ハンガリー国内に通常の雇用契約（勤務地）ある場合の給与と所得
- ハンガリー国内で設立された法人およびその他の組織の役員及び監査役に係る役員報酬

- 利子所得、ハンガリー法人から支払われた配当所得
- ハンガリー国内にある不動産の売却または賃貸から生じる所得

なお、一定の目的のための税務上の居住者判定、または、さまざまな種類の所得に対していずれの国が課税権を有するかの決定に際し、租税条約の規定が関係する場合がある。

課税所得

個人に関しては、分離課税の対象となる特定の所得(例、配当所得)を除き、様々な種類の所得を合算した合計所得に対して課税される総合課税により課税される。なお、所得とは「いずれの方法または形態により取得したかを問わない財産または価値の増加」として定義されている。

役員報酬は、従業員としての勤務が行われたかどうかにかかわらず、給与所得と同様の方法により課税される。なお、ハンガリーの個人所得税法においては、「役員」という用語に関しての定義はない。

税率

総合課税の所得には、給与所得、雇用以外の活動による所得およびその他の所得が含まれる。

個人所得税の税率は、15%である。

利子所得、配当所得、譲渡所得等の分離課税所得に対しても一律15%が適用される。

二重課税の排除

租税条約に基づき、ハンガリーでは主に免税措置を取っている。租税条約上における文言は、それぞれの条約における本旨を考慮して解釈する必要がある。

6.5. 社会保険税及び社会保険料

社会保険

社会保険に関する法律の適用に際して、雇用契約に基づく勤務がハンガリー国内において行われる場合には、外国における労使関係及び出向関係は、ハンガリー国内法に基づく労使関係及び出向関係と同様に取り扱われることになる。

社会保険料

従業員の負担義務は、いわゆる社会保険料と言われる。雇用主が負担する社会保険税は租税としての負担となるため、その従業員のために国庫より給付される年金もしくは医療サービスに関する受給権としての性質を持たない。他方、従業員により拠出される社会保険料は、その従業員のために国庫より提供される年金給付金や医療サービスを受給するための権利と結びつく。

従業員は、年金保険については10%の保険料を負担する必要がある。



強制加入の社会保険(年金保険と健康保険の両方)に対する保険料は、2012年からはすべて国庫に対して拠出されることになるため、私的年金への拠出は任意のみ行うことができる。

従業員が負担する社会保険料率

従業員負担	雇用主により給与等から源泉徴収される率
年金保険	10%
健康保険 現金給付分	3%
健康保険 現物給付分	4%
雇用保険	1.5%
合計	18.5%

ハンガリー人の被雇用者、ハンガリー法人により雇用されている外国人被雇用者、一定の場合に社会保障協定下にあるEEA域内企業に雇用されている外国人被雇用者は、社会保険の従業員分保険料の負担が義務づけられている。社会保険負担義務の対象外とされる個人であっても、ハンガリー社会保険制度の利用を希望する場合には、任意に制度に加入し保険料を拠出することも一定の場合には認められている。

2014年1月1日から、「社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定(日本・ハンガリー社会保障協定)」が発効されている。この協定によって、ハンガリーへの派遣期間が5年を超えない見込みの場合(最大6年まで延長可能)、当該期間中はハンガリー社会保険制度

への加入を免除され(二重加入の回避)、また、年金受給資格年数の計算において、両国間の年金制度への加入期間は通算され、両国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようになっている(保険期間の通算)。

社会保険税

社会保険に関する雇用主負担部分は、社会保険税と呼ばれ、2019年の税率は17.5%である。

以下の対象者に対して一定の社会保険税の控除が適用可能である。

- 専門技能、農業に関する技能を有していない者
- 若年者
- 育児休暇から復帰した者
- 一定以上の障害を有する者
- 公的プロジェクトに従事する者、一定の条件のもと60歳以上で公務員を退職した者
- 研究開発活動の高度な資格を持つ専門家。さらに、研究開発活動自体に対して別の手当を請求することができる。
- 4人以上の子供育てる母親

社会保険納税額は、雇用主によって毎月電子申告の方法により税務当局に対し申告されることになるが、一定の状況を満たす場合には、従業員個人から行われる。

所得に対する社会保険料と社会保険税が支払われていない場合には、総合課税の対象となる所得に関する予定納税額を計算する際に、社会保険税の19.5%を計算に考慮しなくてはならない。

次に掲げる分離課税対象所得については、19.5%の社会保険の負担義務が課せられている。

- 企業からの所得
- 有価証券の貸付からの所得
- EEA地域以外の証券市場に上場する有価証券からの配当所得
- 譲渡所得

19.5%の社会保険税については、年間で最低月間賃金額の24か月分(3,576千フォロント)の拠出上限額が定められている(給与所得、雇用以外の活動による所得、社会保険税の対象となるその他の所得および上記の所得に対する社会保険税額を含む)。

その他

2019年に、医療サービス負担金の月額が7,000フォロントに引き上げられている。

6.6. リハビリテーション基金への拠出金



この基金は、障害を持つ従業員を支援するものである。ハンガリーでは、雇用者は従業員全体の最低5%にあたる人員を障害者の雇用で確保しなければならない。2018年にこの基準を満たしていない雇用者は、雇用していない障害者1人あたり年間1,341千フォロントを基金に対し拠出する義務がある。

ただし、従業員総数が25名以下の場合には、拠出が免除される。

6.7. 職業訓練基金への拠出金



雇用者は、職業訓練基金への拠出が義務付けられている。この基金の目的は、ハンガリー国内の各種職業訓練学校を支援することにある。拠出額は、特定の拠出調整項目を考慮した社会保険税における年間課税標準額の1.5%に定められている。

6.8. 付加価値税



ハンガリーにおけるVAT法は、概してEUにおけるVAT法にその内容が沿うものになっている。最近のEUのVAT法に関する主な改正点は、ハンガリーにおけるVAT法においても同様に導入されている。

納税義務者

VATは、継続反復的に、もしくは営利目的で物品やサービスを提供するすべての自然人、法人、団体およびパートナーシップに対して適用される。ハンガリーにおいてVATの課税対象となる事業活動を営む外国法人についても、VATの登録を行い、ハンガリーの法令に基づいてその義務を履行しなければならない。

さらに、事業活動を行っていない個人(Private person)に関しても、もし継続反復的に一定の不動産を売却している場合に、VATの納税義務者となることがある。

グループ税制

経済的な目的でハンガリー国内において設立された関係会社グループに対しては、2008年以降、VATのグループ課税制度を選択することが認められている。

VATの課税上、グループ内の各メンバー会社はそれぞれ独立した別個の納税者とみなされなくなる代わりに、そのグループがひとつの納税者として取り扱われることになる。

よって、グループ内の会社間における取引については、VATの課税対象外の取引となる。なお、グループ課税制度を適用する場合には、ハンガリーの税務当局から事前承認を得る必要がある。

課税対象となる取引および供給地

原則として、ハンガリーにおけるVATの課税対象となる取引は、ハンガリー国内において行われる物品等やサービスの提供、EU域内取得 (intra-community acquisition) および物品等の輸入とされている。また、特定の種類の物品等やサービスについては、VATが免税となる。

EUのVAT原則に従い、通常、ハンガリーのVAT法では、クロスボーダー取引に対しては仕向地原則が採用されている。つまり、物品等の輸出およびEU域内供給 (intra-Community supplies of goods) はVATが免税される (仕入時点で支払ったインプットVATを控除することができる)。外国企業に対して提供されるサービスの多くは、ハンガリーにおけるVAT課税の対象外となり、仕入時点で支払ったインプットVATを控除することができる。言い換えると、これらの取引については、ハンガリーにおいてはVATは課税されず、そのような取引の供給者は、自身のビジネスに関する仕入時に支払ったVATを回収するために仕入税額控除を申請できる。

仕向地原則の例外は、次に掲げるとおりである。

- VATの課税対象者以外の者に対するサービスの提供のうち大半のもの (詳細は、輸送手段としてのレンタルに関する変更を参照)
- 不動産に関連した取引
- 旅客輸送
- VATの課税対象者に提供される文化、芸術、スポーツ、科学、教育、エンターテインメントもしくはこれに類するイベントへの入場に関するサービスの提供
- レストランおよびケータリングサービス
- 輸送手段としての短期レンタル

2013年1月1日から、課税対象者以外の者に対する輸送手段としてのレンタル (短期を除く) の場合の供給地は、顧客の居住地 (すなわち、恒常的住居もしくは常用的住居のある場所) に変更された。船舶のレンタルの場合、供給地は船舶が実際に顧客に引き渡された場所となる。

加盟国規則の改正に沿って、ハンガリーは、電気通信サービス、ラジオ、視聴覚メディアサービス、および非課税者に電子的に提供されるサービスに関する特別な供給地規則を採用した。2015年1月1日以降、輸送手段の長期レンタルと同様に、ハンガリーで顧客が設立された場合 (ハンガリーに恒常的住居もしくは常用的住居がある場合)、前述のサービスはハンガリーで課税される。

他のEU加盟国からの物品等の取得および外国から提供を受ける大半のサービスに関しては、その購入者およびサービスの提供を受ける者が、請求されたサービスに対して課せられたVATを自己査定しなければならない。供給者がハンガリーにおけるVAT登録番号を有していないときは、多くの場合、リバースチャージの対象となる。

VAT法は、主に改定後のEUにおけるVAT指令に基づいて、非課税取引 (インプットVATの控除は認められていない) について定義をしている。例えば、金融もしくは保険サービスなどが挙げられる。

2013年1月1日以降、原則として、継続企業としての事業売却に関してVATは課税されない。簡易課税は、国内のVAT登録事業者の間でのみ適用され、事業者がVATの対象となる活動を行う場合にのみ適用される。

VAT登録

2008年1月1日以降、外国企業が自国でVATの対象となる活動を行っている場合、外国企業のハンガリーでのVATの遡及登録が認められている。これにより、外国企業はハンガリーでの事業活動により (つまり、登録手続きが完了する前に) 発生したVATを控除または還付することができることになった。登録手続きは比較的短期で、平均して2~4週間で納税者番号を取得することができる。

ハンガリーにおけるVAT法は「輸入税務代理人」に関する規定を設けている。外国納税者の事業活動がVAT免税対象となる輸入とそれに続くEU域内供給 (intra-community supply) に限られている場合、その外国納税者は、輸入税務代理人を設定することができる。この方法により、外国納税者は、ハンガリーでのVAT登録を省略することができる。輸入税務代理人は、請求書を発行し、国外への物品輸送証明を行い、さらに、自己の税務申告書上で輸入およびEU域内供給 (intra-community supply) を申告する義務を負う場合に、自己の名義で輸入業者の代理人として活動を行う。

課税標準

課税標準は、物品等またはサービスの販売価格であるが、関連者間取引における販売価格が市場価格と著しく乖離し、控除対象外VATもしくは販売者のVAT控除対象割合の算定に影響を与えるときは、会社はそのVAT課税標準を調整しなければならない。高めの価格、低めの価格のいずれであっても関連者間取引の調整が必要となる場合がある。

物品等の輸入に関しては、VATの課税標準は、印紙税額およびその他の租税額を加算した後の関税評価額となる。

なお、納税者は、課税標準と納税額を証明および管理するため、VATに関する記録を5年以上保管しなければならない。

税率

ハンガリーにおいては、下記の3種類のVAT税率が設けられている。

- 27% - 標準税率であり、大半の物品やサービスに対して適用される。
- 18% - 軽減税率であり、乳製品およびベーカリー製品、ホテルおよびその他の宿泊サービス、ならびに特定の野外イベント参加料に限定して適用される。
- 5% - 優遇税率であり、豚肉や牛、羊、山羊、鶏肉、卵、牛乳、書籍、新聞、雑誌、一部の調剤医薬品および98%又は90%の社会保険給付を受ける特定の医療サービスならびにセントラルヒーティングサービス、新築住居建物、2018年1月1日より、インターネットサービス、特定のレストランサービス、特定の魚に限定して適用される。



申告義務

納税者は、売上高に応じて、月次、四半期、年次のいずれかのVAT申告書の提出義務を有する。

EU域内取引 (intra-community transactions) に関しては、イントラスタット (Intrastat)、EC販売リスト (EC Sales List) およびEC購入リスト (EC Purchase List) の提出などの一定の手続義務が定められている。納税者は、物品等の供給や取得に係る価格が、統局の定める年間上限額を超えている場合には、イントラスタット報告書を毎月提出しなければならない。年間上限額は、取得の場合は170百万フォリント、供給の場合は100百万フォリントである。また、納税者は、物品等およびサービスのEU域内供給および取得に関して、EC販売および購入リストを月次もしくは四半期ごとに提出しなければならない。

2013年1月1日以降、インボイスの要約報告書の提出が義務付けられた。販売者および購入者共にVATの金額が1百万フォリントを超えるすべての購入 (受領) または販売 (発行) インボイスの詳細を記述した報告書を作成しなければならない。一つの仕入業者からの購入インボイスVAT累計金額が年間1百万フォリントを超える場合にも報告書を作成しなければならない。なお、2018年7月1日以降、購入者の報告下限額が1百万フォリントから10万フォリントに変更された。

一方、2018年7月1日以降、販売者側は報告義務が課せられなくなった (リアルタイム報告に代替された)。改正により、たとえ、上記要件を満たさない場合であってもすべての購入および販売に係るインボイスは開示可能となった。

インボイス

紙面または電子インボイスの両方の場合において、内容の真实性、完全性、可読性に関する所定の基準を満たす必要がある。

購入者は、当事者間における事前の書面合意に基づいて、販売者におけるインボイス発行義務を代行することができる (セルフ・ビルディング)。この場合、両当事者は、このインボイス発行義務について連帯責任を負うことになる。

外国語でのインボイス作成も可能である。ただし、相当の理由があると認められる場合 (税額を正確に確認するために必要な場合など) には、公式に翻訳されたインボイスを税務当局から求められることがある。

何らかの事情により一度発行されたインボイスを修正するためには、インボイスと同等の機能を果たす一定の書類によって行う必要があるが、この書類は、その様式と内容の点に関して、記載すべき項目が通常のインボイスと比べて簡略化されている。

インボイスは、通常、法律により定められる納品日までに発行されなければならないものとされているが、仮にこの日より発行が遅れる場合があったとしても、納品日から最長15日以内に発行しなければならない。

インボイス金額が外国通貨で表記されている場合、フォリントへの換算に際してハンガリー国立銀行の為替レートだけではなく、国内金融機関で公表されている銀行の外貨購入レートや、2013年1月1日より、地方税務当局に事前に通知している場合には欧州中央銀行の為替レートの利用が可能である。インボイス上、VAT金額はフォリントで表示されなければならない。

2014年10月1日に施行された変更により、ハンガリーのVAT番号を所持する納税者は使用するインボイスソフトウェアの詳細を税務当局に報告する義務を負う。新しくインボイスソフトウェアを取得した場合や古いソフトウェアの使用を止める場合には、30日以内に税務当局に報告しなくてはならない (2018年より、事前登録が必要となった。詳細は、下記を参照)。同様の報告義務は、オンラインによるインボイスアプリケーション等にも適用される。

2016年より、ハンガリーのVAT番号によりインボイスを発行しているインボイスソフトウェアは、所定の様式で特定のインボイスデータを抽出できることが法律で定められている。すなわち、インボイスソフトウェアは、税務調査に対応できるデータエクスポート機能を備える必要がある (税務用の標準監査ファイル (SAF-T) 原則に従うものである)。

税務当局の要求に応じて(つまり、税務当局の監査中のみ)、データエクスポート機能により、規定のXML形式でインボイスデータを税務当局に提供できなければならない。この法律の目的は、税務当局が税務調査中に標準形式でインボイス情報を受け取り、データ内で効果的な検索を行えるようにすることである。

データエクスポート機能により、税務当局は次の方法でインボイスを分類することができる。

- インボイス日(特定の期間に発行されたインボイスを選別)
- インボイス番号(一定の範囲のインボイス番号が記載されたインボイスを選別)

2018年7月1日より、VAT金額が100千フォロント(約330ユーロ)を超える場合、インボイスの発行後すぐに、税務当局にインボイス情報を提供する必要がある。基本的に、納税者のインボイスシステムは、手動の介入なく、即時かつ自動でデータ提供が可能でなければならない。データの提供は、少なくともハンガリーの規定で義務付けられている必須のインボイスデータを含んだ所定のXMLデータ形式で行われる必要がある。報告義務を怠った場合には、1インボイス当たり最大500千フォロント(約1,500ユーロ)の罰金が税務当局から課せられることがある。



陸上輸送管理システム (ERTCS/EKAER)

経済の透明化および腐敗へ対する重要な税務上の措置として、陸上輸送管理システムが2015年1月に導入された。このシステムの目的は、事前にハンガリー税務当局に報告されていない物品がハンガリー国内を輸送されないように保証することにある。

以下の取引は、ハンガリーの税務当局によって発行されたERTCS/EKAER番号を保有する運送業者によってのみ行うことができる。

- 欧州域内への供給により、ハンガリー国外へ物品が運ばれる場合
- 欧州域内での取得により、ハンガリー国内に物品が運ばれる場合
- ハンガリー国内で最初に一定の事業者へ供給される場合

かつ、物品が路上で引渡される場合

いわゆる危険物の範疇に入る物品を供給または取得する場合、購入者または販売者により、特別な保証または同等の銀行保証が求められる。

これらの義務を遵守しない場合には、最大で輸送品の価値の40%までの罰則が課せられる。また、有効なERTCS/EKAER番号を保持していない場合、対象となる物品を没収される場合がある。

6.9. 関税

輸入・輸出

ハンガリーはEU加盟国として、EUの関税同盟に所属している。

関税の納付義務が生じるのは、EUの関税地域に属さない国または地域から物品等を輸入した場合である。

自由流通が認められている域内の物品等は、通関手続き申請を行うことなく、また、関税の納付義務を負うことなくEU加盟国の国境を往来できる。

輸入手続

一般的手続

輸入に際しては、すべての物品が必ず関税当局(税関)に申告されなければならない。通関手続きは、国境に設けられた税関事務所で行うことができる。また、EU域外の物品等については、最終目的地に輸送後、現地の税関事務所で行うこともできる。

評価額、分類、原産国および輸入目的により関税を支払う必要があるか否か、また、その金額が決定される。

通関代行業者は、正確かつ効率的に税関業務を行うために企業の手助けを行うことができる。これらの業者の中には、特別な代理行為（現地での通関手続き、支払いの繰延べ、セキュリティ、およびVATの自己査定など）が可能な関税代理人資格を有する業者もある。

輸入品目の分類と評価は、加盟各国を代表してEU委員会が調印した国際合意にもとづくもので極めて複雑なものとなっている。

評価

WTO（世界貿易機関）のルールに基づき、6種類の評価方法があるが、無差別に選択できるものではなく、厳格に順番を遵守する必要がある。第一の、そしてもっとも簡便な方法は、取引価額を用いる方法である。この方法では、輸入貨物の価額が基礎となり、その価額に輸送費や保険などの一定の諸費用を加算する。販売されない場合や、当事者間の関係によって販売価格が左右される場合は、取引価額を用いる方法を適用することはできず、この場合、厳格な規則に従って他の5つの方法を検証しなければならない。

分類

ハンガリーの関税表は、EU合同関税品目分類(CN分類)に基づいている。関税表には国際商取引の全品目が分類されており、各品目が関税表の1項目に分類されている(対応する項目は1項目のみ)。当該分類に基づき、輸入品目の関税率が決定され、優遇措置の適用の有無も決められる。

原産国

輸入品目の原産国とEUまでの経路は、関税額を大きく左右する。EUとの関税において優遇措置の適用を受ける国が原産国で、その国から直接輸送されている場合は、関税率が大幅に軽減され、0%になる場合もある。EUは、他国とそのような協定を結んでいる。特定品目に限り一定の時期、指定された国からの輸入について関税の全額納税が免除されることがある。同様に、割当制度が実施される場合がある。これにより、あらかじめ決められた数量の特定の関税科目を、通常の税率以下の税率で輸入することができる。

輸入時の課税

関税は主に物品等の価額に対して課税されるが、農産品については、EUの共通農業政策にもとづいて重量や数量に応じて課税される個別の税も課税される。数種類等の物品等については、複合税(従価税と従量税を併用したもの)が課される。物品等に適用される税率と税の種類は、その分類により決定される。

輸入の際にはVATも課税される。VATはインプットVATとして控除申請を行うことができる。

控除にあたっては、輸入業者がVAT登録時業者であり、かつ、輸入品がVAT課税対象となる事業活動に用いられることが条件となる。上記の方法により納付されたVATについては、延払い期間のある取引業者の場合は、関税当局から輸入業者に対して毎月直接発行されるVAT明細書が納付の証明となる。それ以外の場合は、通関代理人からのインボイスでも証明書としては差し支えない。

特定の国あるいは特定の企業から特定の品目を輸入した場合には、ダンピング防止関税が賦課される。ダンピング防止関税の趣旨は、不公正とみられる外国との競争からEU域内の産業を保護することにある。

輸入関税の全額支払を済ませるとEU域内で自由流通が認められ、追加で関税を納付せずに他のEU加盟国に輸出できる。

関税の軽減手続き

下記の条件が満たされる場合、輸入品の減免措置を利用できる。

- 永続的にEU域内に輸入されないもの
- EU域内で既に関税が賦課されているもの
- 医療、研究、検査など、関税非課税となる用途で輸入されるもの

そのほかのもっとも一般的な4つの減免措置は以下のとおりである。

- EU域内加工(IPR) – 加工や再輸出を目的としてEU域外から輸入を行った場合、輸入時に関税が免除されるか、輸出時に関税が還付される。
- EU域外加工(OPR) – 加工を目的としてEU域外に一時的に輸出される場合、元の国に戻す際に輸入関税の一定割合が免除される。
- 仮輸入 – 条件をまったく変えずに、所定の期間内に第三国に再輸出される場合
- EU関税規則に規定されている一般減免措置

保税倉庫手続きを利用すると、下記物品等を保税倉庫に保管できる。

- 域外からの物品等のうち、輸入関税や商業政策措置の適用対象になっていないもの
- 域内物品等のうち、輸出に関する措置が通常適用されることとなる保税倉庫での保管について、EU域内規則によって定められているもの

保税倉庫手続きで物品等を保管できる期間については、制限が設けられていない。

関税軽減措置を利用するには、ほとんどの場合、関税当局から事前に許可を得なければならない。

輸出手続

輸出に際しては、輸入の場合と同様に、関税当局に申告を行わなければならない。同じ書類を用いるが、輸出は輸入ほど詳細な情報提供が義務付けられていない(ただし、輸出品が関税減免措置との関係上、関税当局の管理下にある場合を除く)。

VATについては、EU域外向けの輸出は税率が0%になる。ただし、輸出業者が、輸出に関する必要な証拠書類を作成できることが条件となる。

6.10. 物品税



2017年4月1日に新たな物品税法が施行された。該物品税法は、物品税に関するEU規則の概念に沿った内容となっている。国内で製造された製品や輸入品は物品税の対象となる。

物品税の対象となる製品は以下のとおりである。

- 鉱油
- アルコール及びアルコール飲料
- ビール
- ワイン
- スパークリングワイン
- アルコール半製品
- たばこ製品

一般的に、物品税の対象となる製品の国内での製造時または輸入時に物品税の課税を物品税原則は要求している。製造とは、いくつかの例外はあるものの、製造に関連する活動、加工、原材料や生産物を使用した用いた梱包(封詰め作業)、最終的に物品税の対象となる製品の製造につながる技術による活動を含む。

(例外的な状況では、特別の規則が適用される。たとえば、アルコール飲料とたばこ製品は、第三国へ向かう飛行機内では物品税が課税されない。)

物品税の対象となる製品は、保税倉庫で製造されなくてはならない。さらに、製造者と取扱業者は、事業を行うにあたり、関連するライセンスを所持しなくてはならない。

物品税の対象となる製品は、物品税の納税状況に応じて、関税の支払いが延期されている状態もしくは自由流通のいずれかとなる。

一般的に、物品税は、価値ではなく、数量もしくは重量に応じて課税される(価値は、たばこ製品に関連する場合もある)。

6.11. 不動産等譲渡税



ハンガリー国内に所在する不動産、自動車またはこれらの資産に関連する権利の移転および国内に所在する不動産を所有する会社(たとえば、不動産保有会社)の発行する株式の取得については、個人および法人は、不動産等譲渡税の課税対象となる。

この場合、譲受人は、移転される資産の市場価格(VAT込み)を基に課税される不動産等譲渡税を納める義務があり、その適用税率は次に掲げるとおりである。

- 標準税率は4%である(但し、一定の免税規定および居住用不動産の場合の軽減税率の特例がある)。
- 不動産の取得もしくは不動産保有会社の発行株式の取得に関する適用税率は、資産ごとに、その市場価格に対して10億フォリントまでは4%、これを超える部分については2%である。ただし、不動産等譲渡税については、課税対象となる不動産ごとに、2億フォリントが課税限度額となる(関係会社間の取引については、不動産等譲渡税の課税対象から除かれる)。
- 譲受人が不動産売買会社リース会社の場合、適用税率は2%である。
- REIT(不動産投資信託: Real Estate Investment Trusts)に関する適用税率は2%である。
- 2012年1月から自動車に係る譲渡税の金額は排気量と年数に従って決定されることになっている。

法人税法に規定される優遇税制の一環として行われる資産の譲渡に関しては、不動産等譲渡税の課税対象から除かれる。





7.

資産への投資

7.1. 不動産の取得 72

7.2. 既存資産に対する税制
(売却、資産の利用) 73



資産への投資



7.1. 不動産の取得

企業による不動産の取得

企業が、不動産を取得する方法は以下の2つの方法がある。

- 現物出資として投資家から出資された場合
- 企業が購入する場合

ハンガリー国内の不動産は、公共に公開される土地登記に登録される。誰でも登録された情報を閲覧でき、公式記録を取得可能である。

ハンガリーの不動産を所有する企業は、制限なく不動産を利用することが認められている。たとえば、売却、賃貸、借入するための担保、抵当、不動産に関する権利の売却が認められる。

外国人による不動産の取得

農業用地および森林地以外の不動産の取得について定めた2014年政令251号(10.2)に従い、該当する不動産の場所に基づき、ブダペストまたは地方自治体の発行する許可を取得する場合には、外国法人または個人はハンガリーの不動産(農業用地および森林地以外)を取得することができる。なお、相続や承継による取得の場合には、許可の取得は求められない。

不動産の取得目的が、地方もしくは公共の利益に反しない場合、許可が認可される。

個人または外国法人の代表者は、管轄官庁に許認可を申請しなければならない。許認可が下りない場合には、裁判所に申し立てることができる。

2004年5月1日より、欧州経済領域 (EEA) の加盟国の市民権者と EEA 加盟国に登録されたビジネス事業体もしくは国際条約に基づき同様の扱いを受ける第3国の市民権者は、ハンガリー国民と同様な条件のもと、不動産を取得できる (すなわち、許認可は必要ない)。

EEA 加盟国以外の国の企業のハンガリー支店が、その営業活動に必要な不動産を取得する場合、以下の場合には、許認可を求められない。

- 国際条約で定められている場合
- この点に関して、外国企業が属する国とハンガリーの間で相互関係が確立されている場合

長期賃貸

非居住者は、ハンガリー国内のアパートメントもしくは家屋を許可なく借りることができる。賃貸期間において、入居者は、入居者と家主の間で締結した賃貸借契約書に従い、不動産を使用する権利を有する。

農業用地の取得制限

外国人および外国法人は、ハンガリーの農業用地の所有権およびその他のいかなる権利も取得できない。この制限は、ハンガリー法人等の引き受けによるものであっても適用を受ける (外国投資家の子会社を含む)。

農業用地および森林地の譲渡に関する法律2013年第122号 (以下、「土地法」) の改正により、土地法上の農家に該当しない EU とハンガリーの自然人は、すでに保有する土地と合わせて最大1ヘクタールまでの土地を取得できる。この制限は、譲渡人の近親者の場合には、適用されない。

農家に該当する EU とハンガリーの自然人およびその近親者は、300ヘクタールを超える農業用地を取得し、所有することはできない。また、特定の例外の場合であっても、1,200ヘクタールを超える農業用地を所持することはできない。農業用地の取得は、農業当局の事前承認の対象である。

取得に関する税金

不動産の取得 (不動産を保有する企業の出資・株式取得を含む) は、一般的に、不動産の商業価値が10億フォリント (約3,250千ユーロ) までは4%の税金を支払わなくてはならない。その後、2%の税金を支払う必要がある。

ただし、税額は、不動産あたり2億フォリント (約650千ユーロ) は超えない。

主たる事業が不動産の売買で前年度の収益の50%はその事業により獲得されている企業もしくはリース事業を営む企業に対しては、税率は3%となる。一般的に、そのような不動産は、取得から2年以内に上記企業とは関連のない者に売却されなければならない。

事業主が契約の履行を保証する場合には、税率は2%となる。関連者間の不動産取引は、取得者側の主たる事業が不動産の販売または賃貸である場合には、免税される。

7.2. 既存資産に対する税制 (売却、資産の利用)

付加価値税

投資家は、資産を販売、賃借もしくは賃貸する場合には、ハンガリーで VAT 登録をしなければならない。継続して、不動産の販売を行っている個人は、VAT の納税義務者となり VAT を支払わなくてはならない。

一般的に不動産の販売と賃借は、VAT が免税される。すなわち、不動産に関連して発生した仕入税額は、控除できない。

ただし、以下にあるいくつかの例外が存在する。

- 新築不動産の販売は、課税される - 完成前もしくは使用開始後2年以内に販売された不動産は、新築不動産とみなされる。
- 一般的に不動産取引が発生した年度に先立って、もしくは、VAT の一般的な規則に基づき仕入税額を控除できる新しい事業である場合にはその取引に先立って、VAT 登録内容を選択することができる。

取引が VAT の課税対象である場合、その利用 (販売もしくは賃借) は標準税率27%が課せられる。

不動産には、その他の税金も課せられる (たとえば、建物税、土地税および市税)。

所得税およびその他の税金

ハンガリーの不動産の使用または販売による所得に関する税制の概要は、以下のとおり。

ただし、租税条約が施行されており、両国間の取扱いに矛盾が生じている場合、租税条約の内容がハンガリー税法よりも優先される。



個人所得税

外国人はハンガリーの不動産販売で得た所得に対して、15%の税金が課税される。ハンガリー法で認められる不動産の取得と開発に要した費用は、販売収入より控除することができる。居住用不動産の場合、販売所得が課税対象となる期間は、5年である。購入後5年以上経過した居住用不動産の販売による所得は、課税対象外である。その他の種類の不動産の場合、免税期間は15年である。

法人税

外国法人のハンガリー子会社は、以下の取扱いとなる。

- 一般的に外国法人の子会社は、第6章で説明されているように9%の法人税の対象となる。
課税所得は会計に関する法律2000年Cに基づき計算された税引前利益に、法人税に関する法律1986年第80号により一定の調整が行われた金額である。
- 不動産の販売により得られた所得は、通常の事業所得として課税される。
- 不動産を販売した投資家の所得は、不動産の販売価格である。有形資産の価額として記録された帳簿価格が、売上原価となる。
販売者および購入者が関連者である場合には、独立企業間価格に関して特段の注意が必要である。
- 一般的に、販売価格が税務上の帳簿価格を上回る場合には、その差額が所得として定義され法人税の課税対象となる。
- 所得の計算は、過去の名目値(フォリント建)に基づき行われる。インフレーションによる計算調整のルールはない。

- 法人税法で規定された減価償却費は、控除可能である。税務上、事業用建物および長期利用建物の減価償却費の最大償却率は2%である。一方、賃貸物件は6%の優遇償却率により減価償却費が計算される。

会計上の減価償却費を計算する場合、予想する耐用年数と残存価値に対応しているものであること、また会計方針と整合していることが重要である。

- 配当に関する源泉税は2006年1月1日に廃止された。
- 2007年1月1日以降、10%以上の国内資本参加もしくは外国資本参加(被支配外国法人への資本参加を除く)は、宣言的資本参加とみなされ、取得から75日以内に税務当局に報告される。評価損、為替差損益、簿外処理(再編の場合を除く)する際に発生する損失は、税務上控除できない。宣言的資本参加者がキャピタルゲイン(譲渡所得)に対して法人所得税は課税されなくなる期間は、1年である。すなわち、上記のような資本参加を少なくとも1年実施すれば、キャピタルゲインに対して法人税が免除される。

外国企業の支店は、以下の取扱いとなる。

- 一般的な税務規定がハンガリー支店には適用され、ハンガリーの登録企業と同様に取り扱われる。ただし、法令またはそのような法令に従って制定された政令により特段の規定がある場合は除く。
- 従って、支店は法人税の観点からは、国内企業と同様に取り扱われる。支店が運営する事業は、法人が営む事業と同様に課税される。ただし、租税条約がある場合には、支店の課税所得の計算にあたり別の原則が適用されることもある。

- 2006年1月1日に、ハンガリーに登録された支店から外国登録企業に移転される利益について源泉税は課されなくなった。

- 特定の事業活動が支店または子会社を介してのみ運営され、不動産関連の収入は恒常的施設の設置とみなされる場合、支店は登録されなければならない。

不動産を保有する企業の支配権の譲渡

2010年1月1日より、不動産を保有する企業の売却と購入に関しての税制に関する特別の規定が設けられた。

不動産を保有する企業の取得(近親者および関連者と合わせて少なくとも75%の株式を取得する)は、一般的に、不動産の商業価値が10億フォリント(約3,250千ユーロ)までは4%の譲渡税の対象となる。その後、2%の譲渡税の対象となるが、税額は不動産1件あたり2億フォリント(約650千ユーロ)は超えない。



KPMGハンガリー 日系企業向けサービス

1.会社設立関連サービス

- ・ 設立前調査等のサポート
- ・ 会社設立/税務当局への登録
- ・ 営業ライセンス等の取得サポート

2.法務サービス

- ・ 契約書の作成またはレビュー
- ・ その他(会社法/労働法/知的所有権/不動産/訴訟など)

3.投資優遇措置(インセンティブ)

- ・ プロジェクト初期段階からのインセンティブ関連のアドバイザー
- ・ インセンティブ最適化のためのアドバイザー
- ・ 申請補助業務(書類の作成補助、当局との交渉)
- ・ インセンティブ適用会社の法人税申告業務
(投資優遇措置の条件を満たしているかについてのレビュー)

4.法人に関する税務業務

- ・ 進出に際してのアドバイザー
- ・ 税務登録
- ・ 法人税申告業務
- ・ 税務調査対応サポート
- ・ 国際課税(移転価格税制等)
- ・ 企業再編に関するアドバイザー

5.関税及びVAT

- ・ 新規投資に関連した関税/VATのスキームアドバイザー
- ・ 在ハンガリー/在外ハンガリー企業のVAT登録と関連業務
- ・ 関税/VATに関するリサーチ
- ・ 既存の関税/VATスキームのレビュー

6.個人所得税等

- ・ 駐在員の個人所得税/社会保険に関するアドバイザー
- ・ 駐在員の個人所得税/社会保険料申告業務
- ・ 駐在員の給与計算業務
- ・ ビザ取得サポートサービス

7.会計監査

- ・ 法定監査(子会社及びハンガリー支店)
- ・ 連結報告のための監査/レビュー

8.その他コンサルティング

- ・ 会計アドバイザー(機能通貨変更、IFRS導入支援)
- ・ 内部統制関連アドバイザー(内部統制改善支援、内部監査支援)
- ・ 財務デューデリジェンスサービス
- ・ 合併/買収等のストラクチャーに関するアドバイザー
- ・ IT/経営アドバイザー

KPMG in Hungary

H-1134 Budapest, Váci út 31.

T: +36 1 887-7100

E: info@kpmg.hu

KPMGグローバル・ ジャパニーズ・プラクティス (GJP)

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。世界153か国のメンバーファームに207,000名の人員を擁し、サービスを提供しています。

KPMGでは日系企業の海外事業展開を支援するためにグローバル・ジャパニーズ・プラクティス(以下、GJP)を世界的に組織して、日本人による日本語のサービスネットワークを構築しております。日系企業の進出をはじめ、事業開始後の法務・会計・税務・コーポレートファイナンス等の幅広いサービスを日本語により提供しています。

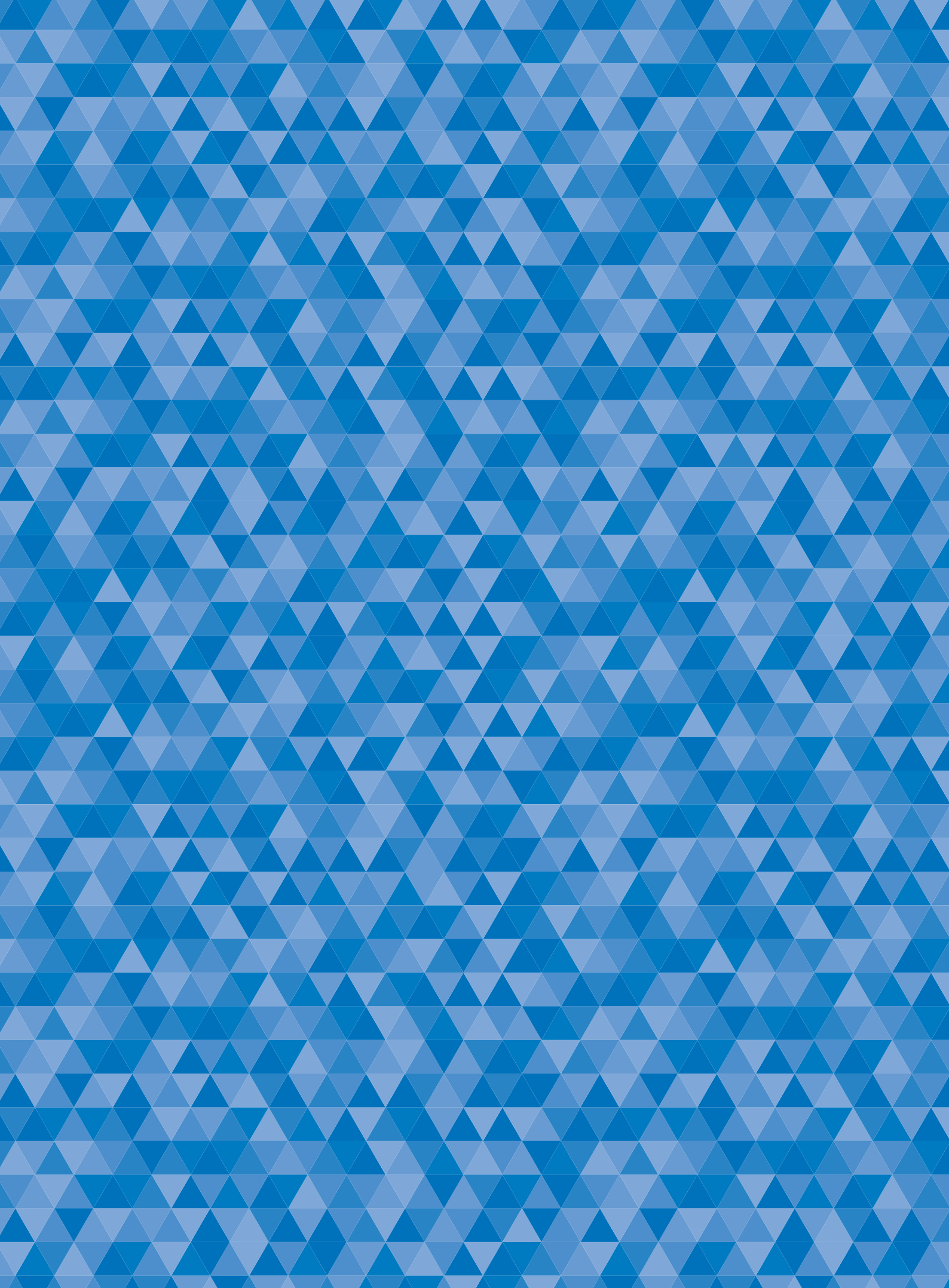
GJPでは、日本企業の各国における様々なニーズに対応するため、下記の業務を行っています。

- ・ 日本語ダイレクトラインを通じた各種問合せに対する対応
- ・ 現地専門家チームとのコミュニケーション援助、ミーティングにおける日本語の補助
- ・ 各国KPMGに所属する適切なプロフェッショナルとのミーティングのアレンジ
- ・ 日本企業特有の問題を取り扱ったセミナーおよび日本人スタッフによる日本語セミナーの開催
- ・ 日本語ニュースレター、その他日本語出版物の発行

福山 祐介 ハンガリー・ブダペストオフィス勤務
マネジャー
Direct TEL: +36 1 887 7174
E-mail: yusuke.fukuyama@kpmg.hu









The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

© 2019 KPMG Advisory Ltd., a Hungarian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Hungary.